

資料編

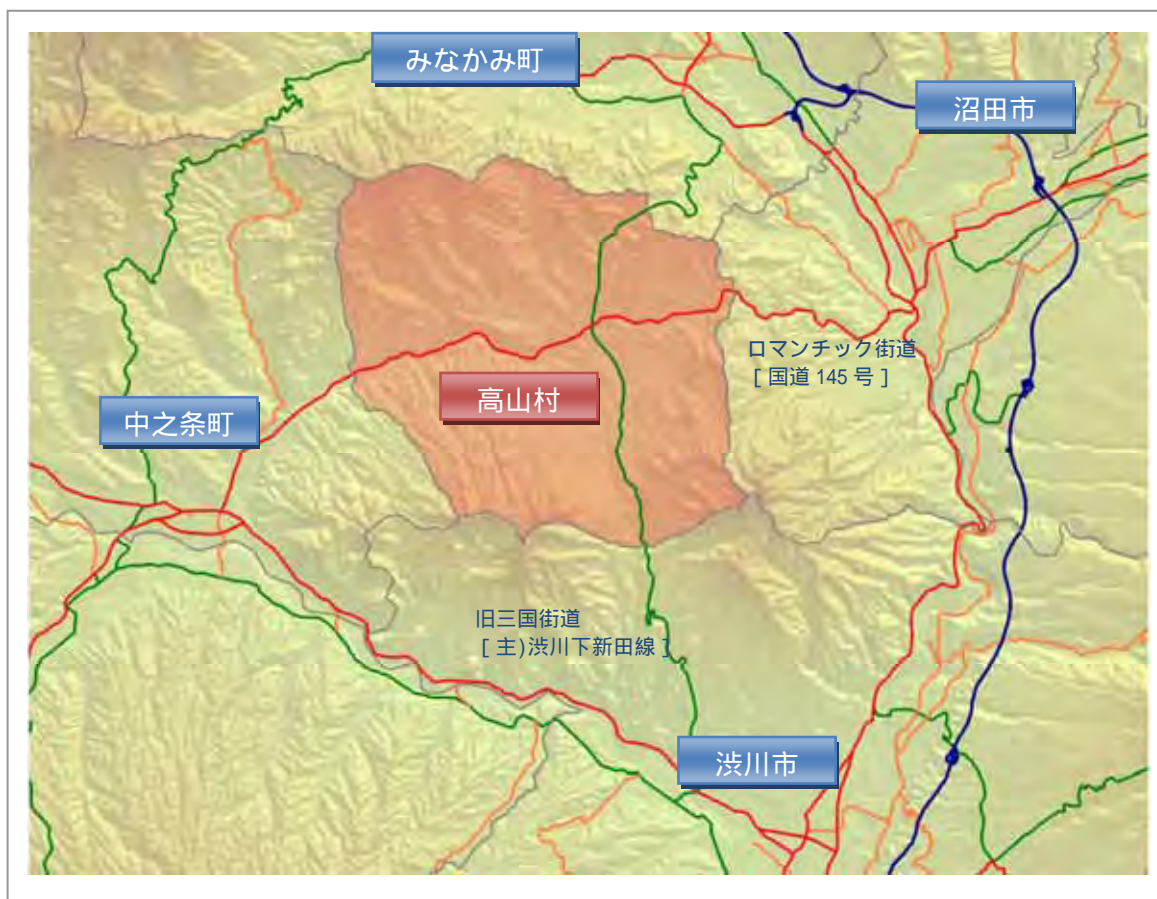
1	現況調査	41
2	上位・関連計画の整理	55
3	景観資源の分類	66
4	アンケート結果	84
5	計画策定の体制と経過	91

1 . 現況調査

1 広域的な位置条件（位置、地勢）

高山村は、群馬県北西部、吾妻郡の東に位置し、沼田市、渋川市、中之条町、みなかみ町に隣接しています。県庁所在地の前橋までは、35km、東京都心までは170kmの距離にあります。

村の主要道路は、東西方向に日本ロマンチック街道である国道145号線が、南北方向に旧三国街道でもある主要地方道渋川下新田線があります。



調査対象区域



2 自然条件

気候

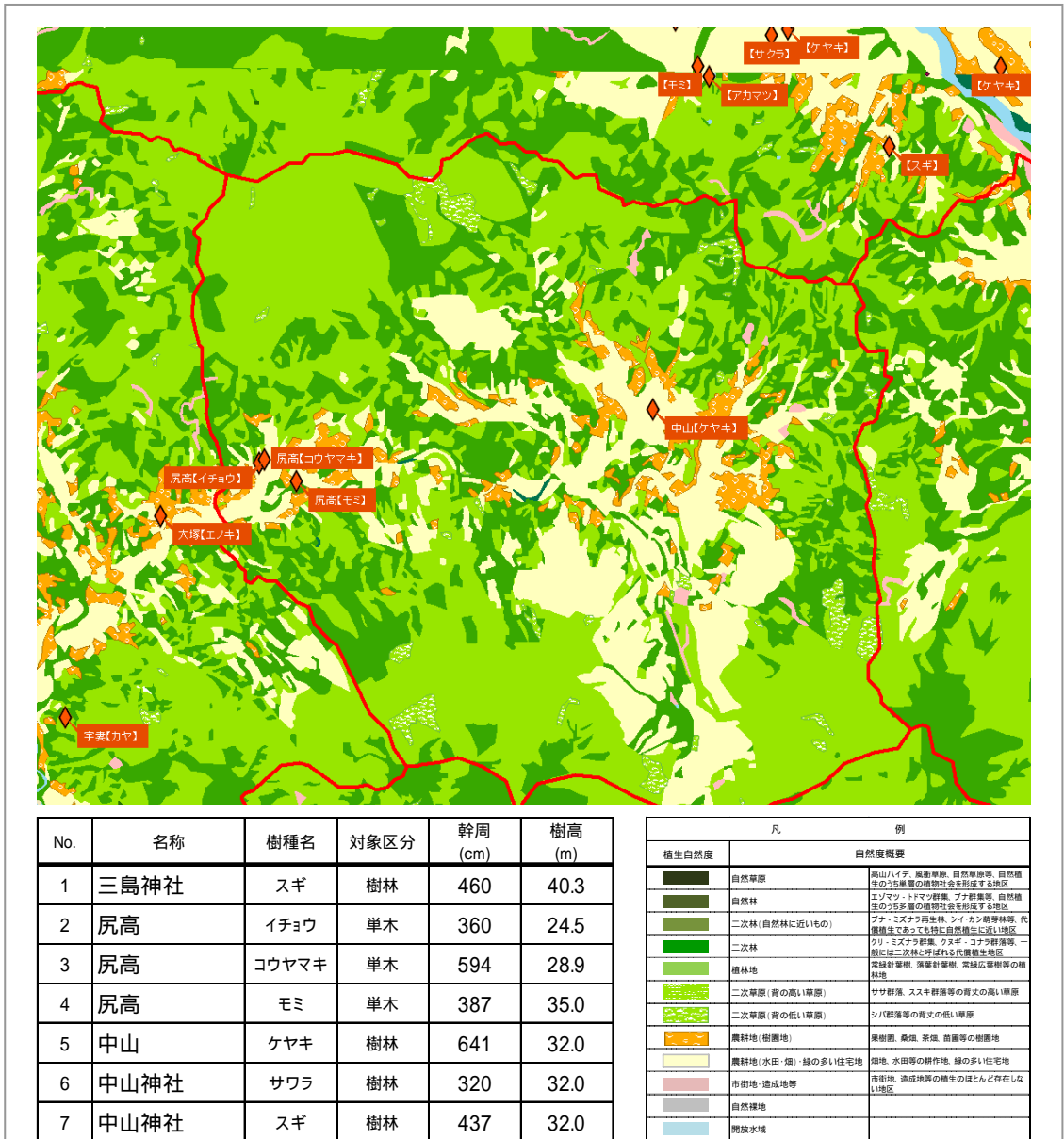
高山村の気候は、下表のようになっています。

	沼田	中之条	備考
平均気温	11.8()	12.1()	「アメダス」(気象庁)における2008年の各観測所の値
最高	34.7()	35.5()	
最低	-8.9()	-8.7()	
年間降水量	1,347(mm)	1,568.5(mm)	

資料：「アメダス」(気象庁)

植生及び巨樹・巨木林調査

高山村の自然条件は、下表のようになっています。



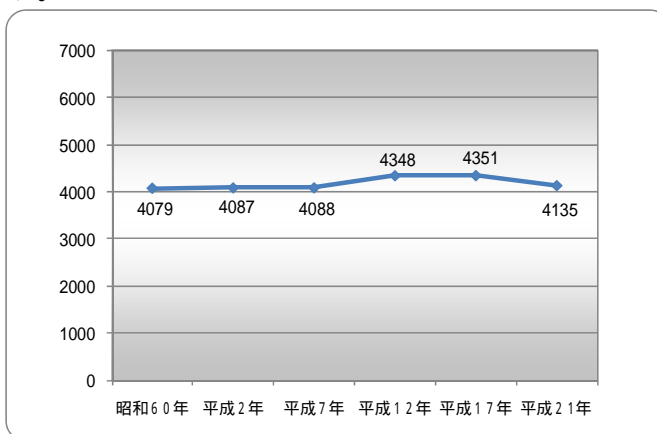
資料：「生物多様性情報システム」(環境省) URL : <http://www.biodic.go.jp/>

3 人口と世帯

人口の推移

高山村の人口は、平成17年まで微増しており、増加傾向になっていますが、平成21年の住民基本台帳をみると減少しています。

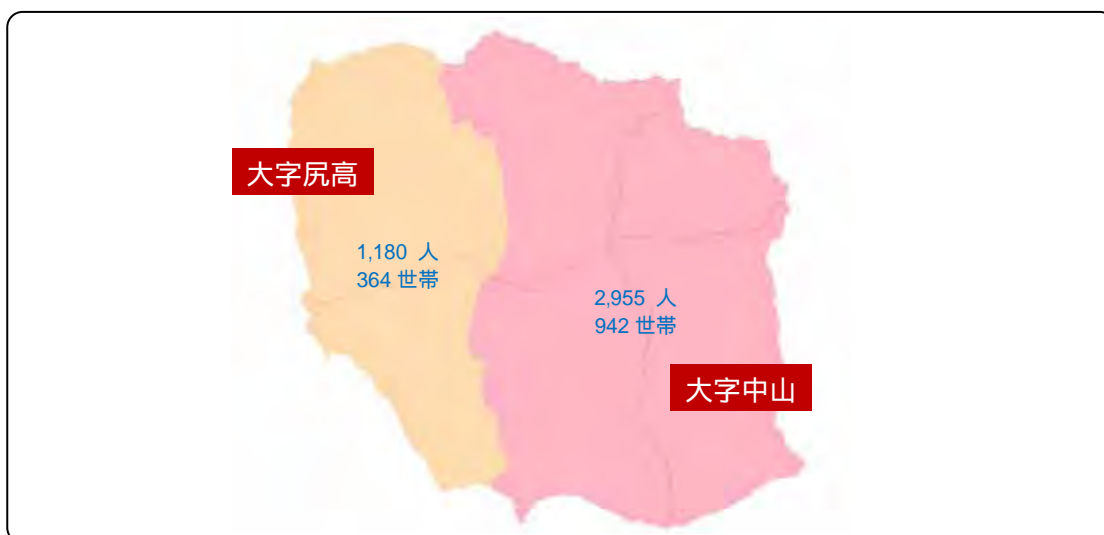
また、平成12年は、宅地分譲、村営住宅の整備等による転入者により、増加傾向が著しくなっています。



資料：「国勢調査」（平成17年、総務省）
「住民基本台帳」（平成21年、高山村）

人口の分布

平成21年における人口を大字別にみると、中山が尻高より多くなっています。また、大字中山を平成12年と比較すると、人口は減少し、世帯は増加しています。次に大字尻高を平成12年と比較すると、人口、世帯ともにやや増加しています。

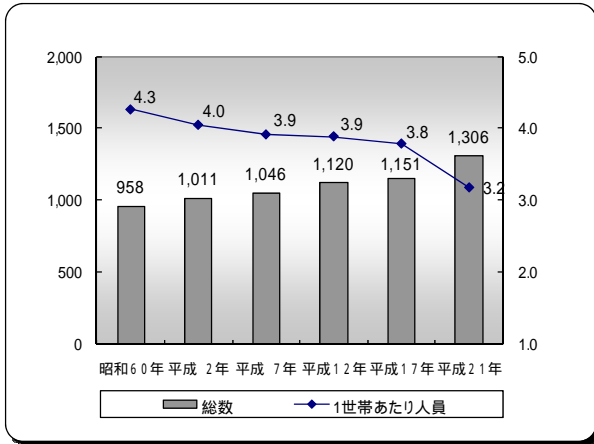


	大字中山			大字尻高			計	
	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	世帯 (世帯)
平成12年	3,199	790	0.77	1,149	336	0.51	4,348	1,126
平成17年	3,198	823	0.77	1,153	337	0.51	4,351	1,160
平成21年	2,955	942	0.71	1,180	364	0.52	4,135	1,306

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省）
「住民基本台帳」（平成21年、高山村）

世帯の推移

高山村の世帯数をみると、平成21年に1,306世帯になっており、増加しています。また、1世帯あたりの人員は、減少傾向にあり核家族化の傾向がうかがえます。したがって、新たに住宅等の棟数が増加していることが想定されます。



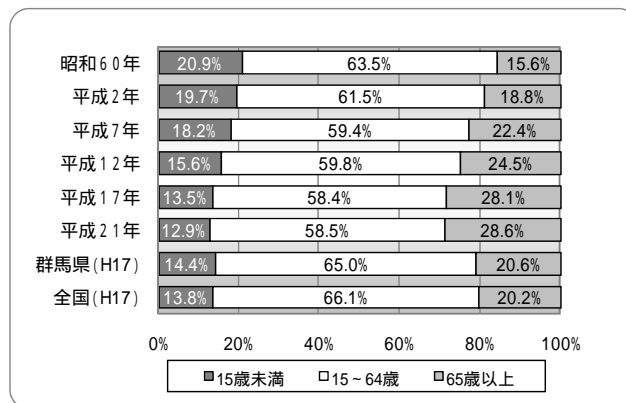
	総数 (世帯)	1世帯あたり人員 (人/世帯)
昭和60年	958	4.3
平成2年	1,011	4.0
平成7年	1,046	3.9
平成12年	1,120	3.9
平成17年	1,151	3.8
平成21年	1,306	3.2

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省）
「住民基本台帳」（平成21年、高山村）

年齢階層別人口構成比の推移

高山村の人口の年齢階層別推移をみると、平成21年における老年人口（65才以上）は、昭和60年に比べ、約2倍近くに増加しています。

平成17年の全国、群馬県、全国と比べてみると、高山村の老年人口が高い割合になっており、高齢化が進んでいることがわかります。



単位：人、()内は%

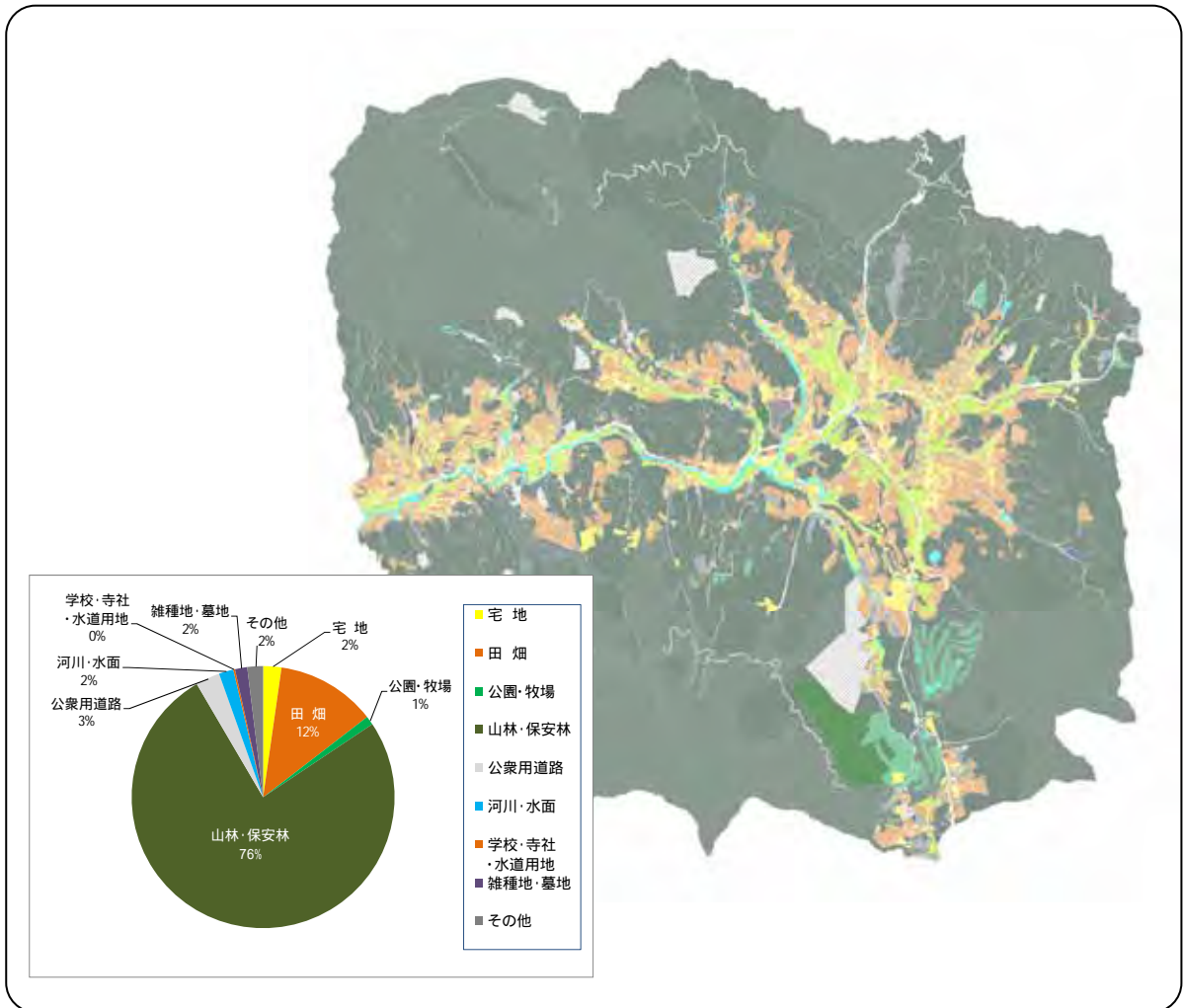
	15歳未満		15~64歳		65歳以上		総人口
昭和60年	853	(20.9%)	2,590	(63.5%)	636	(15.6%)	4,079
平成2年	804	(19.7%)	2,515	(61.5%)	768	(18.8%)	4,087
平成7年	744	(18.2%)	2,427	(59.4%)	917	(22.4%)	4,088
平成12年	680	(15.6%)	2,602	(59.8%)	1,066	(24.5%)	4,348
平成17年	588	(13.5%)	2,540	(58.4%)	1,223	(28.1%)	4,351
平成21年	534	(12.9%)	2,419	(58.5%)	1,182	(28.6%)	4,135
群馬県 (H17)	291,995	(14.4%)	1,314,259	(65.0%)	416,909	(20.6%)	2,023,163
全国 (H17)	17,521,234	(13.8%)	84,092,414	(66.1%)	25,672,005	(20.2%)	127,285,653

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省）
「住民基本台帳」（平成21年、高山村）

4 土地利用

高山村における土地利用現況をみると、国土調査が完了した約6,000haのうち、最も面積が多いのは、「山林・保安林」で約75%を超えています。次に多いのは、「田・畑」になっています。

したがって、村における景観要素は、林地、農地と密接な関係があると考えられます。



単位：ha、()内は%

田	畑	宅地	山林	原野・その他	合計
185	539	153	2,544	2,995	6,416

資料：「農業振興地域整備計画」（平成21年、高山村）

単位：ha、()内は%

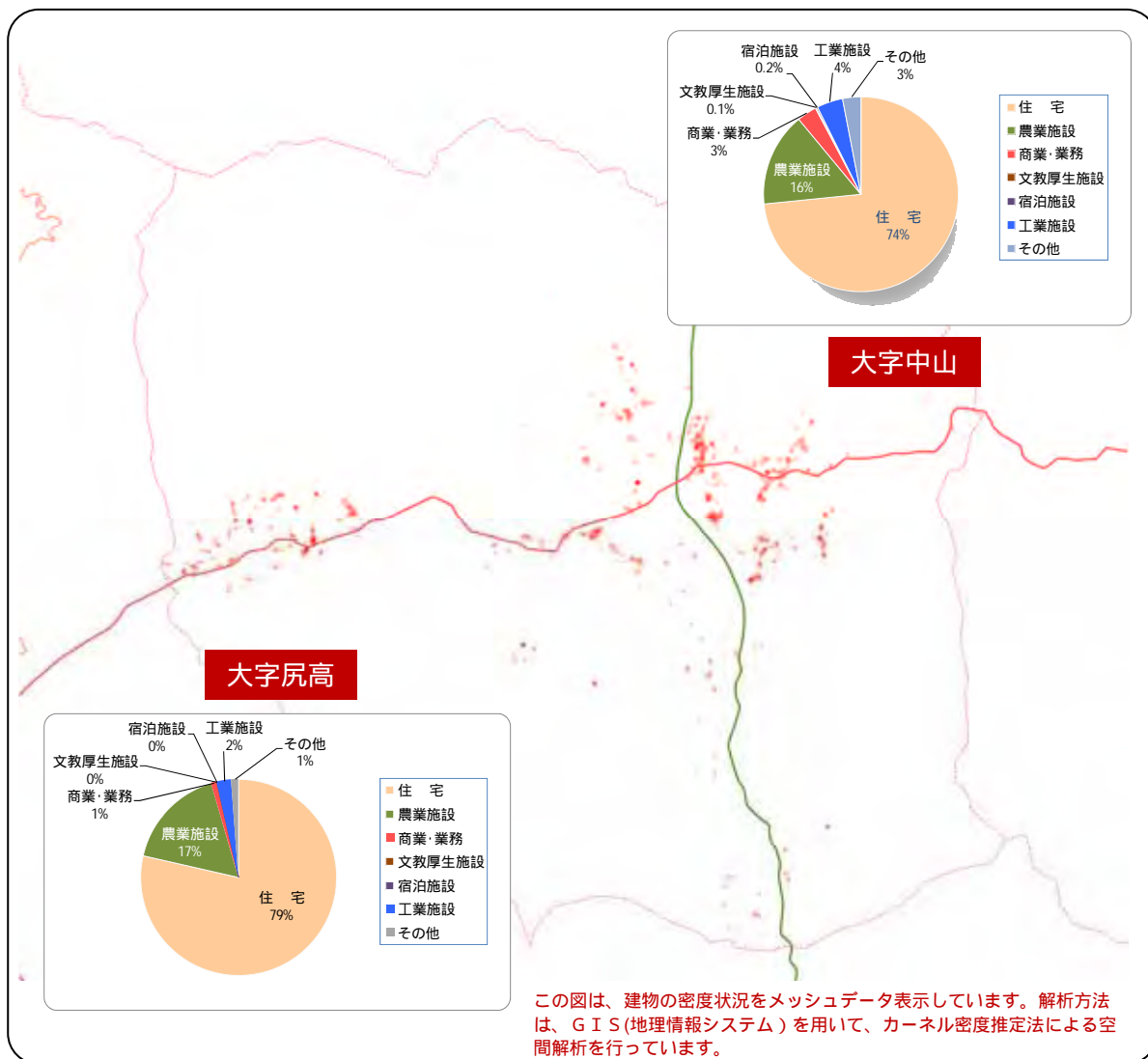
用途 大字	宅地	田畑	公園・牧場	山林・保安林	公衆用道路	河川・水面	学校・寺社・水道用地	雑種地・墓地	その他	合計
中山	95.3 (2.4%)	509.3 (12.9%)	64.6 (1.6%)	2,903.1 (73.7%)	123.7 (3.1%)	68.3 (1.7%)	11.8 (0.3%)	83.4 (2.1%)	77.7 (2.0%)	3,937.0 (100.0%)
尻高	39.4 (2.0%)	221.9 (11.0%)	0.0 (0.0%)	1,613.7 (80.1%)	54.9 (2.7%)	38.3 (1.9%)	1.1 (0.1%)	6.6 (0.3%)	37.7 (1.9%)	2,013.6 (100.0%)
合計	134.7 (2.3%)	731.2 (12.3%)	64.6 (1.1%)	4,516.8 (75.9%)	178.6 (3.0%)	106.6 (1.8%)	12.9 (0.2%)	90.0 (1.5%)	115.4 (1.9%)	5,950.6 (100.0%)

資料：「固定資産課税台帳」（平成21年、高山村）

5 建物用途現況

高山村における建物用途をみると、約4,000棟のうち、住宅が約3,000棟で75%を超えています。したがって、土地利用は、農家集落を含めた主に住居系の用途に特化しており、良好な住宅地としての環境が整っていると思われます。

大字別にみると、中山は、住宅に特化していますが、商業・業務、文教厚生施設等の機能が存在することがわかります。また、尻高は、住宅に特化しています。



単位：棟、()内は%

用途 大字	住宅		農業施設	商業・業務	文教厚生施設	宿泊施設	工業施設	その他	合計	
	(うち共同住宅)	(うち付属屋など)								
中山	2,105 (73.4%)	11	877 (15.6%)	94 (3.3%)	4 (0.1%)	7 (0.2%)	124 (4.3%)	87 (3.0%)	2,868 (100.0%)	
尻高	857 (78.6%)	1	360 (17.0%)	10 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (2.4%)	13 (1.2%)	1,091 (100.0%)	
合計	2,962	12	1,237	632	104	4	7	150	100	3,959

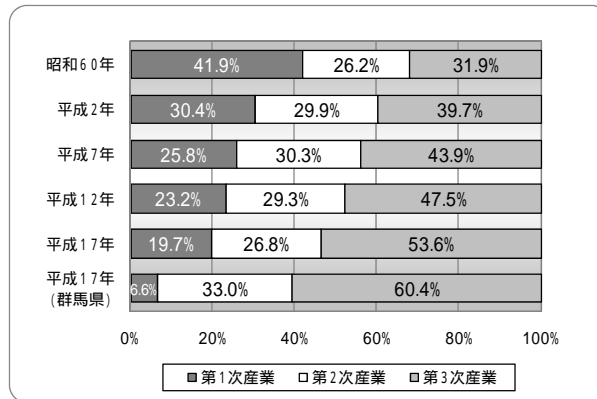
資料：「家屋課税台帳」（平成21年、高山村）
建物用途が判明している建物のみ解析対象とした。

6 産業別動向

産業別就業者数の推移

産業別構成比について、平成17年における群馬県と高山村を比較すると、高山村は第1次産業が高く、第2次及び第3次産業が低い割合になっています。

したがって、村民の生活と農業の関連が高いことがうかがえます。



単位：人、()内は%

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
昭和60年	884	(41.9%)	553	(26.2%)	673	(31.9%)	2,110
平成2年	625	(30.4%)	615	(29.9%)	816	(39.7%)	2,056
平成7年	553	(25.8%)	649	(30.3%)	942	(43.9%)	2,144
平成12年	476	(23.2%)	600	(29.3%)	975	(47.5%)	2,051
平成17年	401	(19.7%)	546	(26.8%)	1,092	(53.6%)	2,039
平成17年(群馬県)	66,291	(6.6%)	332,689	(33.0%)	608,896	(60.4%)	1,007,876

資料：「国勢調査」(平成17年、総務省)

産業別生産額の推移

総生産額の推移をみると、平成15年をピークに減少しています。

産業別にみると、サービス業が最も高く20%を超えています。

また、平成17年において、景観に関連する産業をみると、農業は平成16年をピークに減少に転じ、林業は平成15年から半減しています。

単位：百万円、カッコ内は%

	市町村 内総生 産計	産業総 生産計	1) 農林水産業			2) 鉱業	3) 製造業	4) 建設業	5) 電気・ガ ス・水道 業	6) 卸売・小 売業	7) 金融・保 険業	8) 不動産 業	9) 運輸・通 信業	10) サービス 業	
			農業	林業	水産										
平成13年度	10,696 (100.0)	8,437 (78.9)	807 (7.5)	730 (6.8)	77 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	534 (5.0)	978 (9.1)	282 (2.6)	474 (4.4)	120 (1.1)	1,890 (17.7)	895 (8.4)	2,458 (23.0)
平成14年度	11,294 (100.0)	9,094 (80.5)	836 (7.4)	753 (6.7)	83 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,146 (10.2)	960 (8.5)	258 (2.3)	469 (4.2)	142 (1.3)	1,940 (17.2)	895 (7.9)	2,448 (21.7)
平成15年度	11,513 (100.0)	9,455 (82.1)	795 (6.9)	696 (6.0)	98 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,527 (13.3)	955 (8.3)	253 (2.2)	445 (3.9)	125 (1.1)	1,982 (17.2)	858 (7.5)	2,515 (21.8)
平成16年度	11,457 (100.0)	9,434 (82.3)	888 (7.7)	837 (7.3)	51 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,522 (13.3)	900 (7.9)	258 (2.3)	423 (3.7)	96 (0.8)	1,990 (17.4)	821 (7.2)	2,536 (22.1)
平成17年度	10,982 (100.0)	9,007 (82.0)	831 (7.6)	787 (7.2)	45 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,189 (10.8)	842 (7.7)	246 (2.2)	419 (3.8)	103 (0.9)	2,006 (18.3)	818 (7.5)	2,552 (23.2)

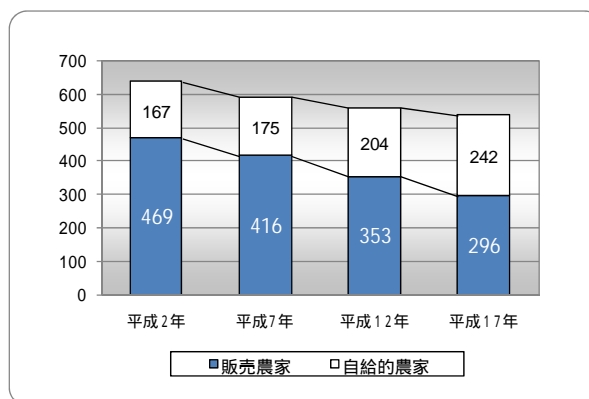
資料：「市町村別総生産分配所得」(群馬県)

7 農業

農家数（販売農家、自給的農家）の推移

農家数は、経年的に減少傾向にあります。

内訳をみると、販売農家は減少していますが、自給的農家は増加しています。したがって、高山村における農業を営む目的は、自給目的の戸数の割合が増加しています。



	農家人口 (人)	農家世帯	
		販売農家 (世帯)	自給的農家 (世帯)
平成 2年	-	636	167
平成 7年	2,565	591	175
平成12年	2,458	557	204
平成17年	2,045	538	242
平成22年[推計値]	1,935	485	-

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省）
「高山農業振興地域整備計画」（平成21年3月、高山村）から作成

耕地の拡張及びかい廃

これまでの推移についてみると、平成13～17年におけるかい廃は、平成8～12年に比べて減少しています。

しかし、推計値をみると、かい廃、特に「耕作放棄」が多くなることが予想されています。

単位: ha

	拡張	かい廃	かい廃の内訳					
			自然災害	人為かい廃				
				非農林業用途への転用	農林道等植林	耕作放棄	その他	
平成3～7年	0.0	10.0	-	10.0	5.2	2.4	-	2.4
平成8～12年	0.0	14.2	-	14.2	4.3	8.8	-	1.1
平成13～17年	0.0	9.6	-	9.6	3.3	4.4	-	1.9
平成18～22年[推計値]	0.0	87.6	-	87.6	3.0	6.6	95.0	1.0
平成23～27年[推計値]	0.0	125.6	-	125.6	2.5	6.6	115.0	1.5

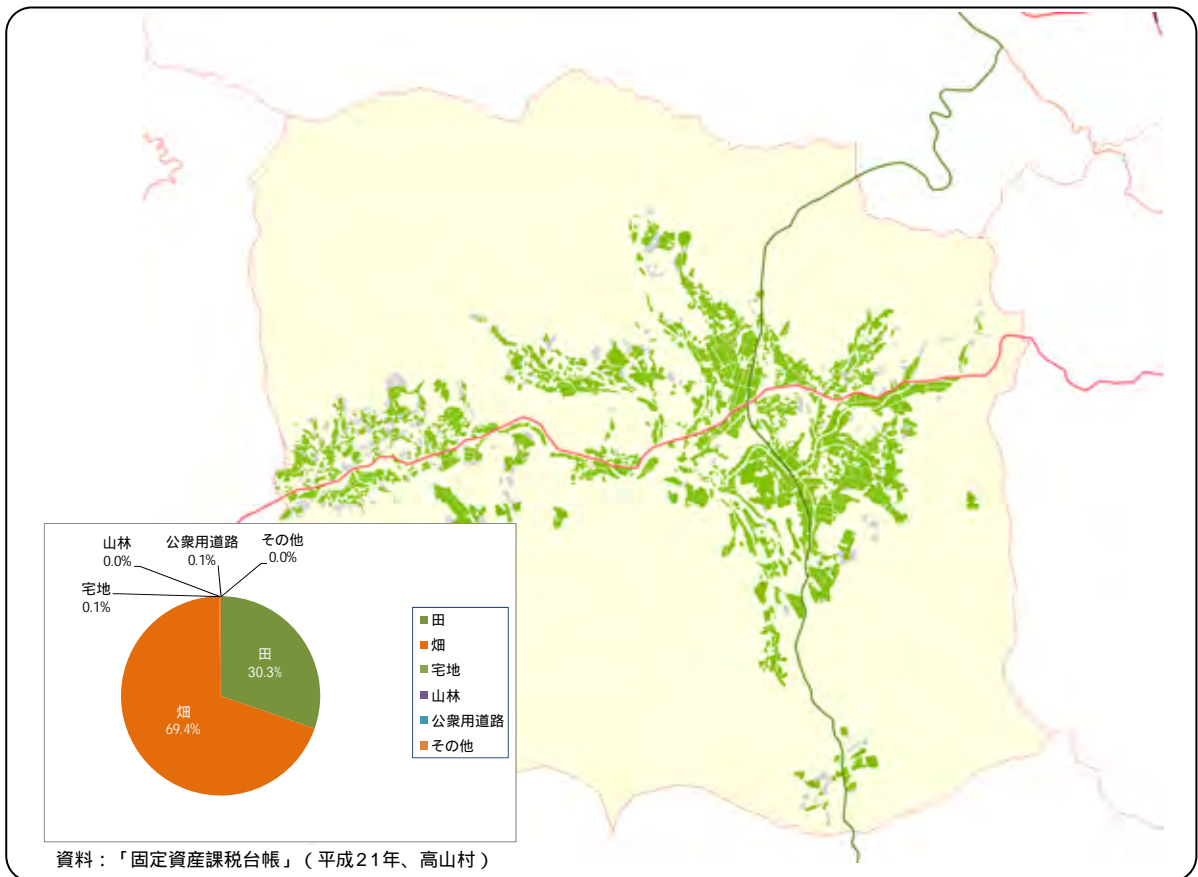
資料：「高山農業振興地域整備計画」（平成21年3月、高山村）

農業振興地域の分布

土地利用現況で面積が多い農地について、農業振興地域をみると、以下のような分布になっており、平坦で主要な道路近傍に分布していることがわかります。

農業振興地域における面積をみると、全体で約417haになっています。内訳をみると「畑」が約69%になっており、「田」が30%になっています。

したがって、主要幹線道路沿道の土地利用の考え方として、農業を振興する目的と、産業を振興する目的を同時に考える必要があります。



単位：ha、()内は%

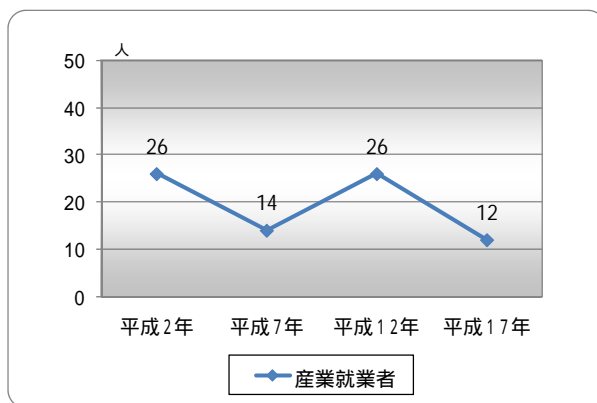
用途 大字	田	畑	宅地 (畑含む)	山林	公衆用道路	その他	合計
高山	128.0 (30.7%)	288.6 (69.1%)	0.3 (0.1%)	0.0 (0.0%)	0.4 (0.1%)	0.0 (0.0%)	417.4 (100.0%)
尻高	43.1 (29.4%)	103.2 (70.3%)	0.3 (0.2%)	0.2 (0.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	146.8 (100.0%)
合計	171.1 (30.3%)	391.7 (69.4%)	0.6 (0.1%)	0.2 (0.0%)	0.5 (0.1%)	0.0 (0.0%)	564.2 (100.0%)

資料：「固定資産課税台帳」（平成21年、高山村）

8 林業

林業就業者数の推移

就業者数は、30人以下で推移し、平成17年には12人になっています。
したがって、森林の維持管理等に支障をきたしていることが想定されます。



資料：「高山村森林整備計画」（平成20年3月、高山村）

保有形態別森林面積

森林資源の現況について保有形態をみると、人工林が約3,100ha、天然林が約1,700ha存在します。人工林率は、私有林において56%になっています。

単位: ha

	立木地		天然林	計	その他 (竹林、 未立木地等)	総面積
	人工林	人工林率				
国有林	121	(87.1%)	10	131	8	139
公有林	924	(86.9%)	125	1,049	14	1,063
私有林	2,049	(55.6%)	1,600	3,649	36	3,685
計	3,094	(63.3%)	1,735	4,829	58	4,887

資料：「高山村森林整備計画」（平成20年3月、高山村）

林道の状況

林道は、民有林において54km存在します。林道密度は、11.4m/haになっています。

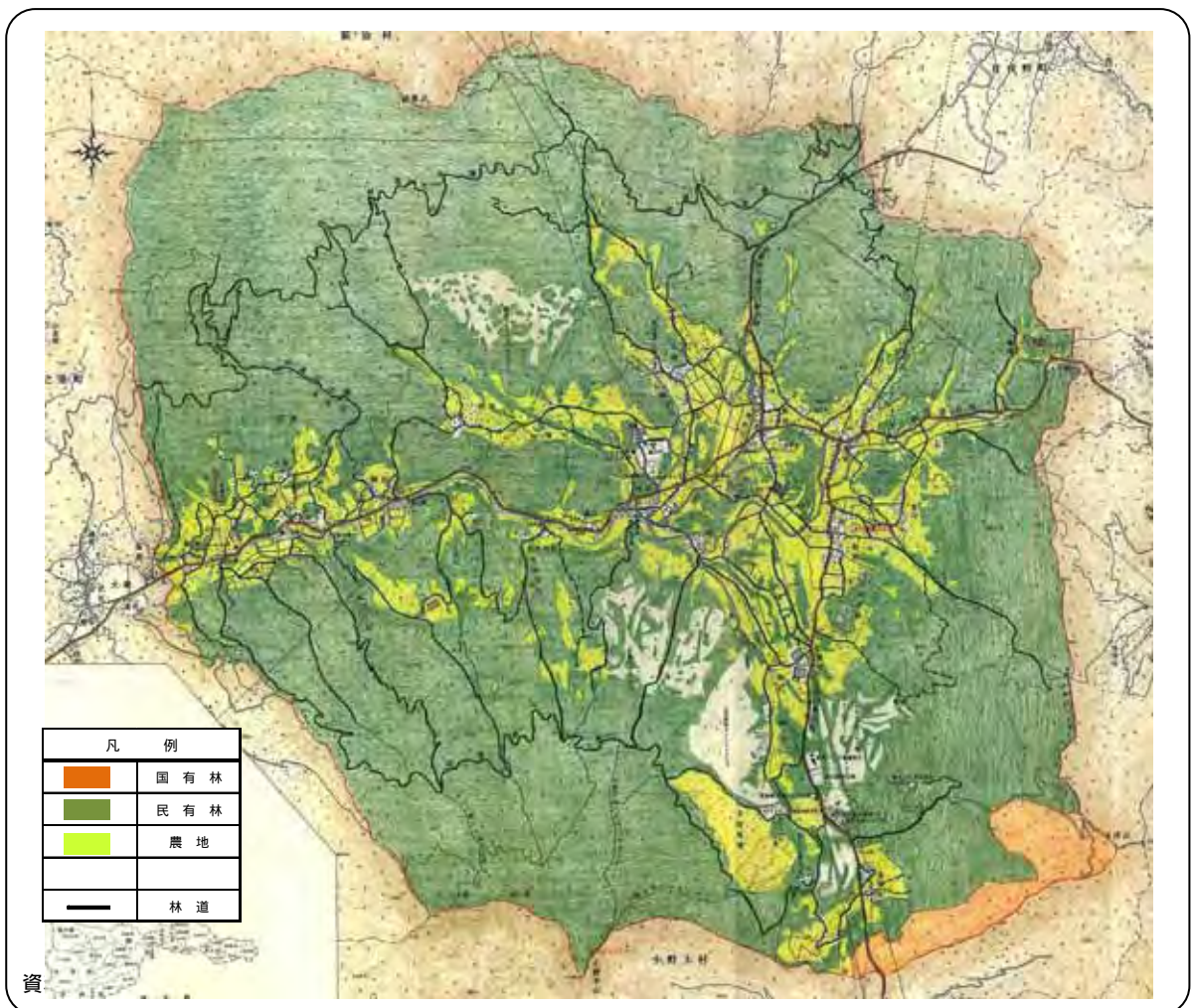
林道区分	路線数	延長 (km)	林道にかかる 利用区域面積 (ha)	林道密度 (m/ha)
国有林	-	-	-	-
民有林	19	54	3,855	11.4

資料：「高山村森林整備計画」（平成20年3月、高山村）

森林整備計画概要図

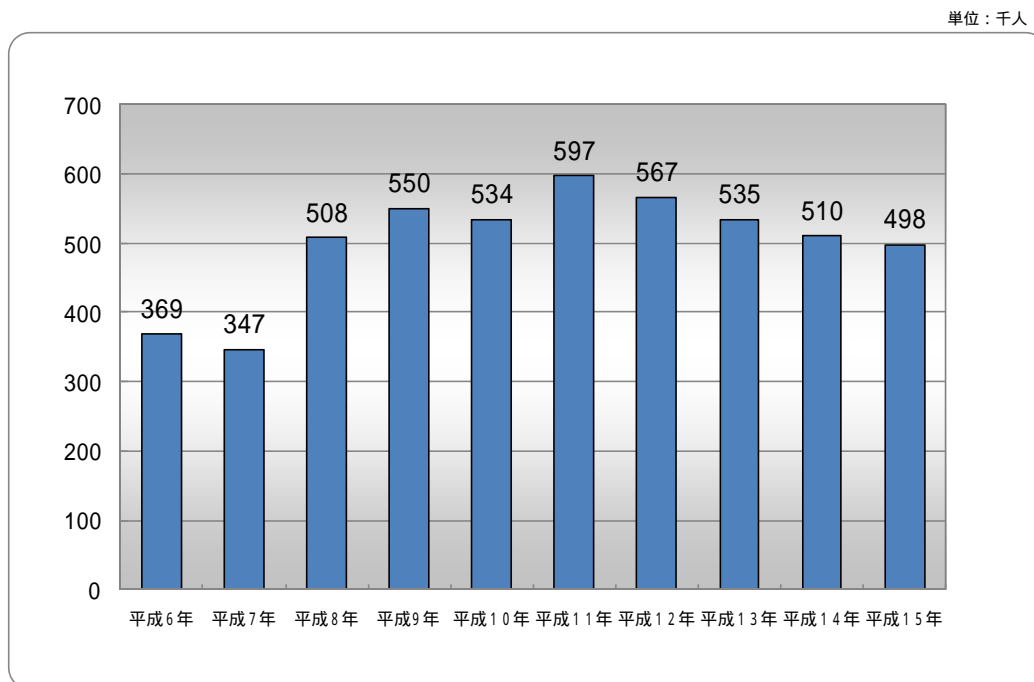
高山村の森林の面積は4,887haで村の総面積の約76%を占めており、森林整備計画概要図をみると、以下のような分布になっています。

したがって、景観要素として森林を考えた場合、主要な幹線道路からは遠景要素に、林道からは近景要素になると思われるため、森林の保育、間伐を適正に行う必要があると思われます。

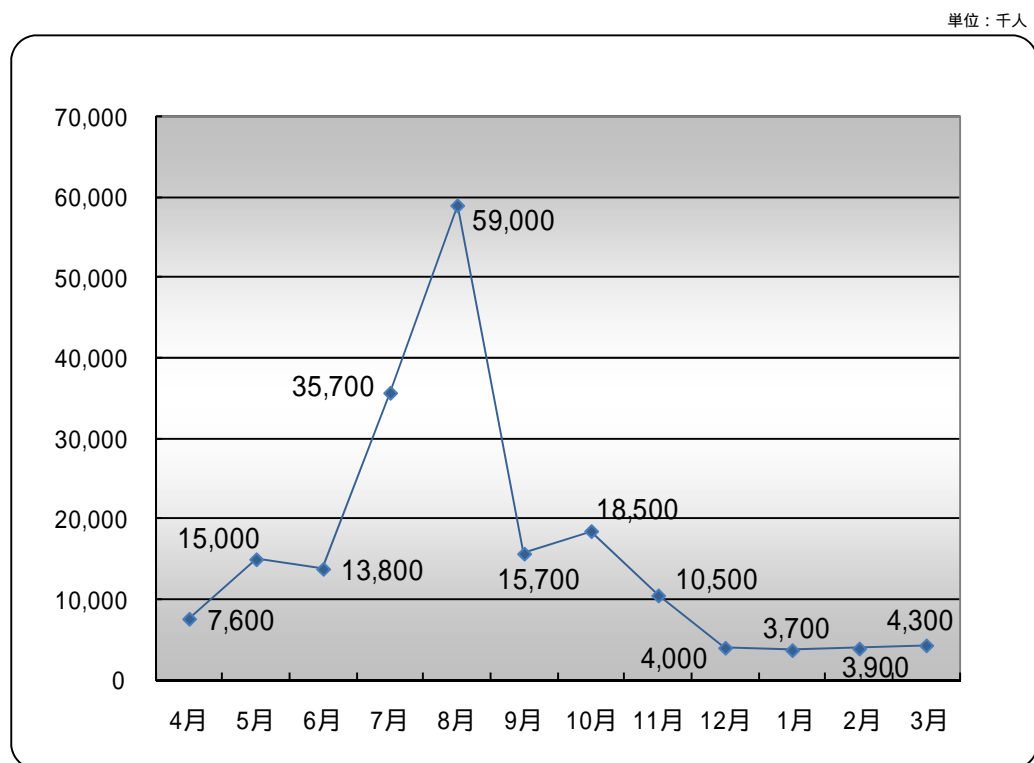


9 観光

高山村における観光動向をみると、平成11年に597,000人とピークを迎えましたが、その後は、年々減少傾向にあります。



資料：「第4次高山村総合計画」（平成17年3月、高山村）

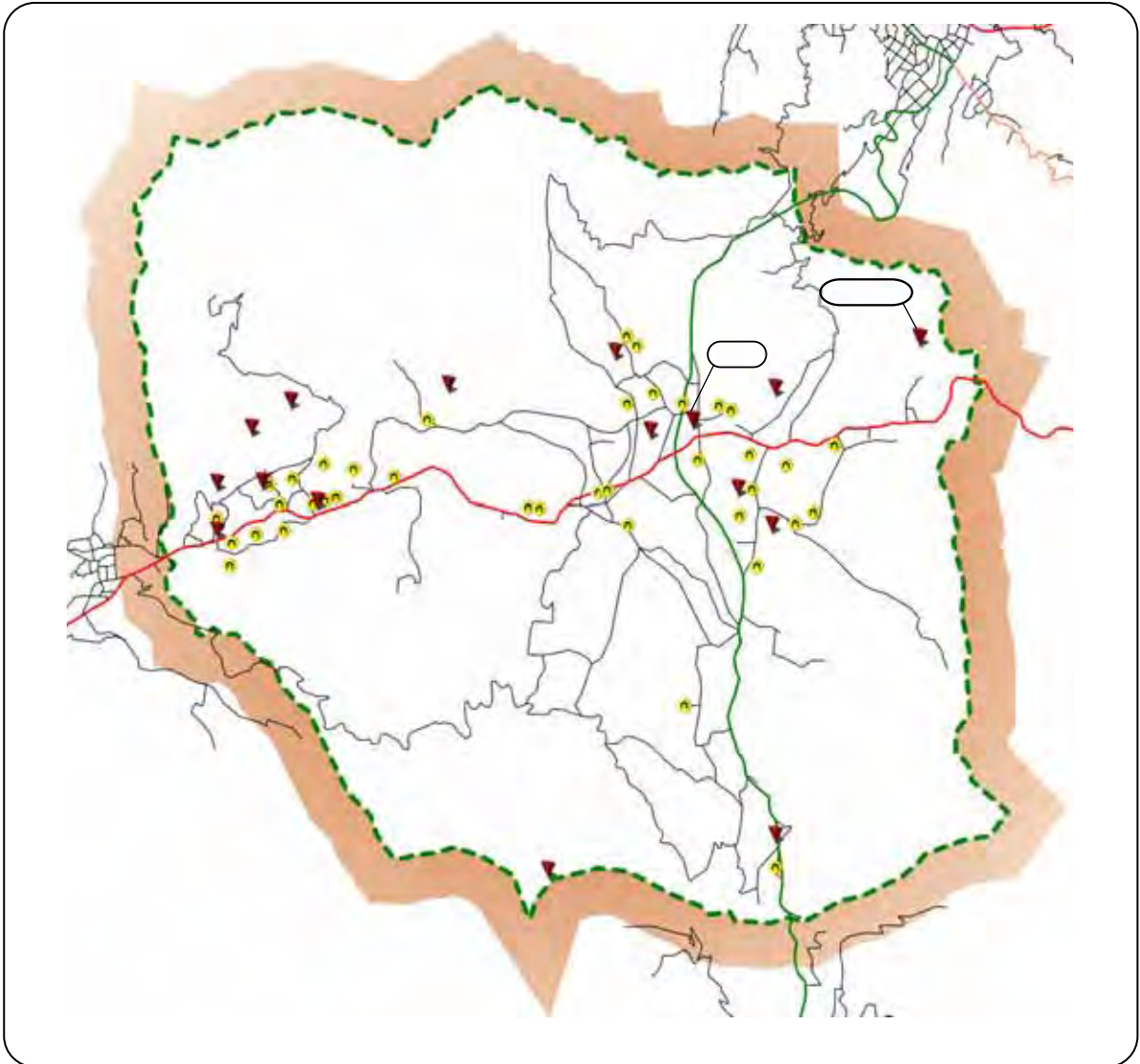


資料：「月別の観光客入込数推計表」（平成19年3月、群馬県）

10 歴史文化

高山村における史跡等の文化財は、以下のように分布しています。

これらの文化財は歴史的な景観を形成していることが想定され、景観資源として着目する必要があります。



○国選択無形民俗文化財

番号	指定年月日	指定物件
	S53.01.31	尻高人形

○国登録有形文化財

番号	指定年月日	指定物件
	H10.09.02	平形家住宅門屋(旧中山郵便局)

○県指定史跡（遺跡地）

番号	指定年月日	指定物件
	S48.08.21	中山敷石住居跡

○県指定天然記念物（植物）

番号	指定年月日	指定物件
	S29.03.30	泉龍寺の高野槇
	S30.01.14	高山のゴヨウツツジ
	S59.07.03	三島神社杉並木

○村指定文化財

番号	指定年月日	指定物件
	S40.06.01	三島神社本殿
	S40.06.01	三島神社太々神楽
	S40.06.01	尻高神社太々神楽
	S40.06.01	役原獅子
	S52.10.01	観音山摩崖仏(百観音)
	S52.10.01	中山神社大杉
	S55.02.21	北之谷稻荷神社
	H01.11.30	中山城跡
	H01.11.30	尻高城跡
	H01.11.30	名久多教会
	H01.11.30	新田本陣の大げやき
	H01.11.30	なぎなた坂の歌碑
	H08.06.27	五領不動尊

2. 上位・関連計画の整理

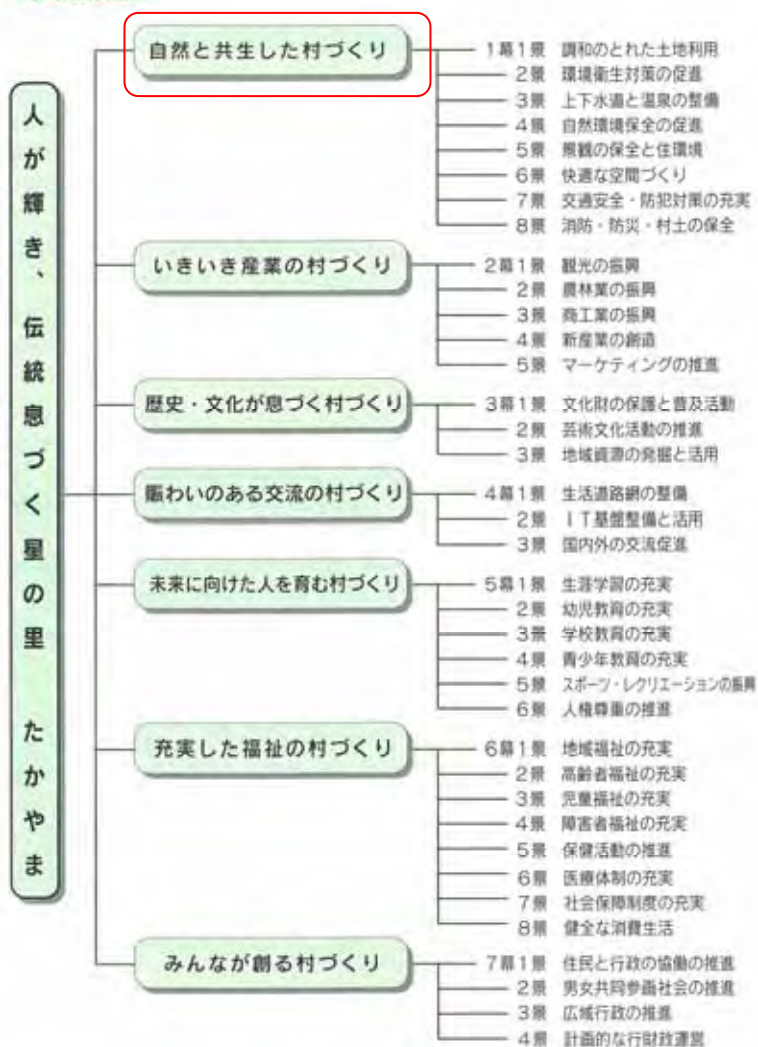
1 上位計画の整理

総合計画【平成17年3月】

総合計画は、高山村の最上位計画です。この計画において、高山村の将来像は「人が輝き、伝統息づく星の里」になっています。

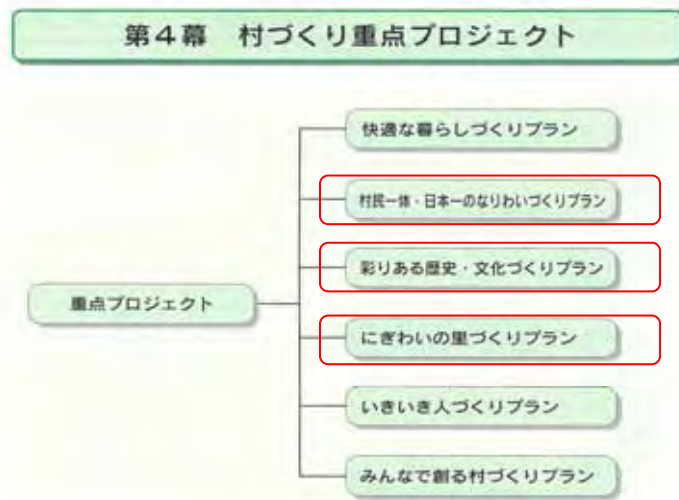
施策体系図をみると、基本目標「自然と共生した村づくり」に関連事項が多くなっています。（次ページ参照）

<施策の体系図>



「村づくり重点プロジェクト」では、以下のプロジェクトの中で「花いっぱい運動の推進」「歴史的景観の保全」「旧三国街道の整備復元と街道の駅の設置」「住民参加型行政運営体制作りの推進」が示されています。

また、基本計画をみると、「4景 自然環境保全の促進」・「5景 景観の保全と住環境」において、景観への取り組みが具体的に示されています。（次ページ参照）



<絵柄の体系図>



「4景 自然環境保全の促進」

施策の体系



施策遂行にあたっての役割分担

施 策	行政の役割	村民の役割
環境基本条例制定の検討	環境基本条例制定に向けた検討	条例制定への提言と協力
自然環境の保全と創造	自然環境の保護、保全の推進	地域住民による自然環境づくりの推進
住民意識の高揚	自然環境の保護、保全に対する啓発活動の推進	勉強会、講座などへの積極的参加
環境教育の推進	環境教育の充実と啓発活動	環境に対する理解と実践

「5景 景観の保全と住環境」

施策の体系



施策遂行にあたっての役割分担

施 策	行政の役割	村民の役割
景観条例制定の検討	景観条例の制定に向けた検討	条例制定への提言と協力
景観づくりの推進	景観に配慮した公共事業の実施	景観づくりへの理解と協力
居住環境整備の推進	計画的な住環境整備の推進	秩序ある居住環境づくり

2 関連計画の整理

高山農業振興地域整備計画【平成21年3月】

「農業振興地域における土地利用と目標」

現況における土地利用は、森林・原野が最も多く約3,900haで、次に農用地が多くなっています。

土地利用における目標は、農用地が約16ha減少し、森林・原野が約10ha、住宅が約5ha増加する計画になっています。

	農用地	農業用設用地	森林原野	住宅地	工業用地	その他	合計
平成19年	751.2 (14.9%)	5.2 (0.1%)	3,888.9 (77.1%)	92.4 (1.8%)	7.2 (0.1%)	299.0 (5.9%)	5,043.9 (100.0%)
平成22年 [目標]	735.0 (14.6%)	5.5 (0.1%)	3,899.4 (77.3%)	97.4 (1.9%)	7.7 (0.2%)	299.0 (5.9%)	5,044.0 (100.0%)

資料：「高山農業振興地域整備計画」（平成21年3月、高山村）

「農業生産基盤整備状況図」

水土保持林は、村中心部からの眺望景観において遠景になることや、水源涵養機能や山地災害防止の機能を維持・増進する必要性を考慮し、多様な植生で構成された施設を実施します。また、開発等を抑制する必要があると考えられます。



高山村森林整備計画【平成20年3月】

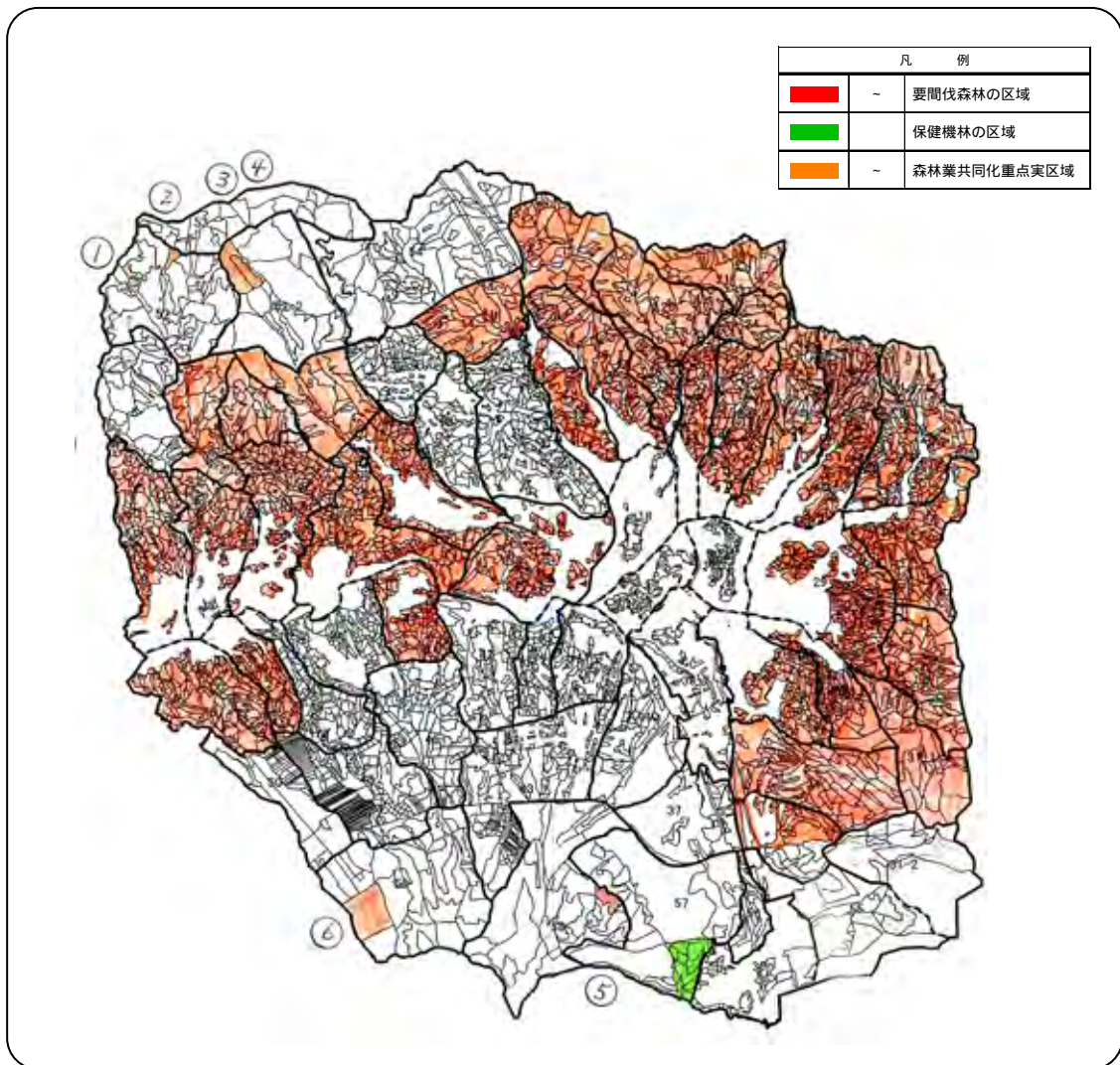
森林整備計画は、高山村における森林について、森林整備の方針、伐採、造林、間伐、保育などの方法や基準、林業従事者の養成などについて定められています。

森林は、景観を構成する要素として重要であると考えられることから、景観に関連すると思われる内容について、ここに概要を示します。

「森林整備計画概要書」

森林に関する施業は、基本的に景観形成に資することから、森林整備計画を支援することが必要です。ただし、施業が阻害要因になる場合には調整が必要になります。

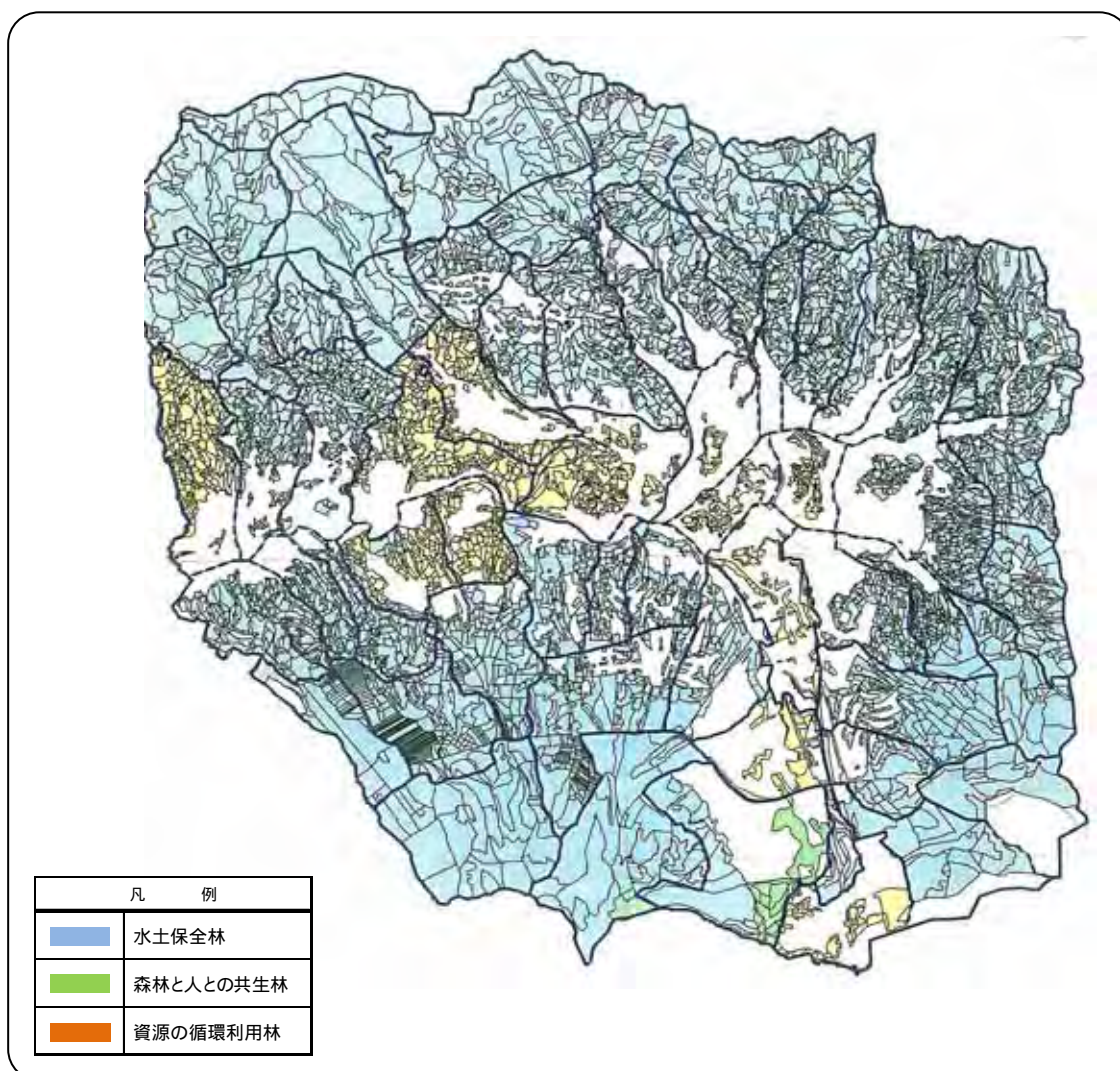
特に、保健機能森林の区域内は、森林と人との共有林として観光客等の利用も考えられることから、周辺地域も含めての調整が必要です。



「公益的機能別施業森林区域図」

水土保持林は、村中心部からの眺望景観において遠景になることや、水源涵養機能や山地災害防止の機能を維持・増進する必要性を考慮し、多様な植生で構成された施業を実施します。また、開発等を抑制する必要があると考えられます。

特に、森林と人との共生林の区域内は、森林と人との共有林として観光客等の利用も考えられることから、周辺地域も含めての調整が必要です。



屋外広告物の手引【平成20年3月 群馬県県土整備部】

屋外広告物の手引は、群馬県内における広告物について、禁止広告物及び禁止物件、地域の区分、適用除外、許可基準、設置の手続き、登録、また違反広告物に対する措置、罰則などについて定められています。

平成16年の景観法の施行に伴い、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば当該条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができることになったことから、景観行政団体が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことも可能となりました。

また、手引き中「屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。」とあり、今後、高山村において「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を行う上で、参考になります。

1 禁止地域 (条例5条)

- ・ 禁止地域には、原則として、広告物を表示できません。
- ・ ただし、自家広告物や案内広告物などの適用除外があります。(適用除外は8頁)

次の地域・場所では原則として広告物を表示することはできません

5条 名号	禁止地域に指定されている地域、場所
1	第1種/第2種低層住居専用地域 第1種/第2種中高層住居専用地域 景観地区(なし) 風致地区(ただし、西左美風致地区はJR南毛線及び東武桐生線の両側100m以内のみ、茂林寺風致地区は禁止地域から除く。 緑地保全地域(なし) 特別緑地保全地区(高崎市(八幡八幡宮、少林山、慈眼寺、護国神社)、桐生市(無明)、伊勢崎市(お富士山)、館林市(茂林寺)、藤岡市(七興山、土御神社)) 生産緑地地区(なし) 伝統的建造物群保存地区(赤城地区)
102	知事が指定する景観法に基づく準景観地区の建築物等の周匝地域 ・ 指定なし
103	知事が指定する景観法に基づく地区計画等形態影響条例による規制地域 ・ 指定なし
2	市民農園整備促進法に基づく市民農園
3	知事が指定する国指定の重要文化財・国史・重要有形民俗文化財指定建築物及びその周匝 ・ 石塔婆(桐生市新里町)の周匝500m以内 ・ 上三原田(渋川市赤木町)の歌舞伎舞台の周匝100m以内 史跡、名勝、天然記念物(国指定)
4	知事が指定する景観法に基づく重要文化財、重要有形民俗文化財指定建築物及びその周匝 ・ 指定なし
5	森林法に基づく悪影響保安林
6	国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
7	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
8	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹林
9	高速道路、自動車専用道路の全区間



「適用除外」

Ⅳ 適用除外

- ・原則に、禁止地域で禁止物種に表示することができる広告物、許可地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが、「適用除外」です。
- ・自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な種々の広告物が「適用除外」として規定されています。

1 自家広告物の適用除外 (条例13第3条、6条)

- ・自らの事業等を通じて表示する「自家広告物」については、必要最小限の広告物は自由に設置することができます。
- ・禁止地域では合計10㎡以内、許可地域では合計15㎡以内です。
- ・許可地域では、これを超える場合は許可が必要になります。(12条参照)

※ 自家広告物とは「自らの店名、名称、ロゴ等しくは商標又は自らの事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場等一時的に利用するものに設置し、又は設置する広告物」といいます。(条例13第4条)

①適用除外(手続き不要)の基準は、以下のとおりです。

区 分	表示面積など	その他条件	備 考
「許可地域」に表示可能	合計面積：15㎡以下	自らの事業所、作業場等事業所に設置すること	15㎡を超える場合は、許可申請が必要
「禁止地域」に表示可能	合計面積：10㎡以下	自らの事業所、作業場等事業所に設置すること また、自らの住所又は事業所、営業所、作業場等一時的に利用するものに設置すること	10㎡を超える場合は、許可申請が必要
「禁止地域」に表示可能	面積：10㎡以下 高さ：禁止地域1.0m以下 幅：禁止地域1.5m以下	自らの事業所に設置していること	

②はし紙、はり札、立看板、広告旗を自家広告物として表示する場合の適用除外基準(許可地域のみ)(条例13第6条第3号)

種 別	区 分	許可地域基準
標 旗 (看板)	はり紙、はり札、広告旗	標旗の長さ(垂直距離、メートル法)を5で除して得た値(整数切り捨て)×4.5倍(4.5以下)
	はり紙	1枚あたり1.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下
表示距離	はり紙	1枚あたり10.5m以下、一面に同一のもの4枚以下
	はり札、広告旗	1枚あたり1.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下

3 非自家広告物(自家広告物以外の広告物)の適用除外 (条例13第4条)

- ・非自家広告物の「適用除外」は、下表のとおりです。
- ・適用除外でも、届出や協議が必要な場合がありますので、留意してください。

種 別	区 分	禁 止 地 域	禁 止 地 域 外	禁 止 地 域 外	禁 止 地 域 外	基準値(規則10-12条)
1-1	法令の規定により表示・設置する広告物	○	○	○	○	○
1-2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物	○	○	○	○	○
1-3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立看板	○	○	○	○	○
2-1	公共施設等に案内看板を表示する場合	○	○	○	○	○
2-2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○	○	○	○	2㎡以下
2-3	禁止地域の管理上必要な広告物	○	○	○	○	2㎡以上は許可が必要
3-1	工事現場の作業などのために当該工事現場中に張り表示する広告物	○	×	○	○	○
3-4	乗車・乗船・舟中行事のために一時的に表示するもの	○	×	○	○	○
3-5	講堂内、集客場、音楽会、スポーツ大会などの開催場内に掲示する広告物	○	×	○	○	○
3-6	業種利用広告物	○	○	○	○	○
3-7	他の事業者で管理された自動車に、他の事業者の承認を受けて表示された広告物	○	○	○	○	○
3-8	人、動物・植物・農産物、自動車・自転車を除く1-1に規定されたものの表示	○	○	○	○	○
3-9	公共施設等に掲示するもの	○	○	○	○	○
3-10	政治資金規正法第6条の届出を行った政党・団体が表示する選挙関連広告物	○	×	○	○	○
4-1	定例的でない集客会・スポーツ大会・同業組合などの広告物	×	×	○	○	○
4-2	公共的目的が公共的目的をもって表示するもの	×	×	○	○	○

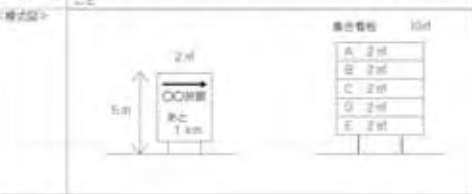
○：表示できるもの、×：表示できないもの、○：半額不要なもの、◎：届出が必要なもの、◎：許可が必要なもの、◎：一定の場合、届出が必要となるもの、基準値超過の場合

2 案内広告物の適用除外 (条例13第4条、適用除外)

- ・案内広告物(案内標識広告物と案内図標)は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。
- ・禁止地域で表示できる案内標識広告物は、一面の表示面積が2㎡までです。
- ・なお、許可地域では、一面3.3㎡までです。(17条参照)

禁止地域内での許可の基準は、以下のとおり。

区 分	禁止地域
表示面積	一面2㎡以下、合計4㎡以下 ※表示する場合は、10㎡以下(一つの目的地の広告は2㎡以下)、合計4㎡以下
高さ	5m以下
幅	一つの目的地につき3m以下
表示内容	一画内や幅内への視線を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの距離がまたはる表示内容であること
表示場所	道路物の側上以外の場所であること
その他	道路広告以外は、上記基準のほか、その広告物の許可届出基準にも適合していること



3 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準

①屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一層2㎡以下	一層4㎡以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（p.12参照）。

②壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一層2㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下	一層4㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（p.12参照）。

③建構体広告物（道路沿線に設置するもの）

ア. 広告板・広告塔（野立広告）

広告物に表示された建構体広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）
表示内容は自由ですが、景観（景観条例を指します）からの保護規制に応じて、表示面積が制限されます。

表示面積	第一種許可地域		第二種許可地域	
	高さ	幅	高さ	幅
5㎡未満	1.5m以下	3.0m以下	1.5m以下	3.0m以下
5㎡～10㎡未満	2.0m以下	3.3m以下	2.0m以下	3.3m以下
10㎡～20㎡未満	2.5m以下	3.6m以下	2.5m以下	3.6m以下
20㎡～30㎡未満	3.0m以下	3.9m以下	3.0m以下	3.9m以下
30㎡～40㎡未満	3.5m以下	4.2m以下	3.5m以下	4.2m以下
40㎡以上	4.0m以下	4.5m以下	4.0m以下	4.5m以下

表示方法
 ・設置の基が基礎から5m以上離れていること。
 ・広告物の設置が当該高さ以上であること。
 ・風圧は当該高さより減少すること。



イ. 案内誘導広告物

許可地域は3.3㎡以内、禁止地域では2㎡以内で表示できます。（禁止地域は0.9㎡未満）
 ・特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するものであり、名称・内容・装飾は必ず表示してください。
 ・案内誘導広告物に該当しない広告物は、「ア. 広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域基準
表示面積	一層3.3㎡以下、各層別4㎡以下（商業地） 高さで表示する場合は、一層1.5㎡以下、一つの設置物の広告高さ3.3㎡以下、合計4㎡以下
高さ	5m以下
設置位置	・目的地から1.0km以内 ・二つの交差点以上に設置せず
表示内容	・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離の記載が必須で、これらの記載が主たる表示内容であること
設置場所からの距離	交差点から5m以上離れる。
表示方法	道路交通の安全の確保となる位置に設置しなければならないこと。

<様式図>

表示面積10㎡

A 3.3㎡	B 3.3㎡
C 3.3㎡	D 3.3㎡

有一層は不可

4 短期広告物（許可期間が2月以内）の許可基準

①広告塔（懸垂標・積形標）

区 分	許可地域基準	<様式図>
積形標	積形標の設置は、新設又は修繕等の場合は、一度限り限りであること。 支店等を利用して表示する場合は、積形標の設置は、一度限り限りであること。	
懸垂標	積形標の設置は、新設又は修繕等の場合は、一度限り限りであること。 支店等を利用して表示する場合は、積形標の設置は、一度限り限りであること。	

②アドバルーン

区 分	許可地域基準	<様式図>
積形標	広告物は高さ1.5m以下、幅1.5m以下のものに限り、主観に懸架すること。	
表示方法	気球状に表示する場合は、しりぞきとすること。	

③積形広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）

区 分	許可地域基準
はり紙	物 数 一箇所にのちのち4枚以下 表示面積 1.5㎡以下
はり札	物 数 一箇所にのちのち4枚以下 表示面積 0.5㎡以下
立看板	表示方法 幅1.5m以下、高さ0.9m以下
広告旗の張り旗	表示方法 0.9m以上表示する場合は、幅1.5m以下とする

<様式図>








3 . 景観資源の分類

1 景観資源の分類方法について

現況調査をうけて、高山村における景観資源を以下の表のように分類します。

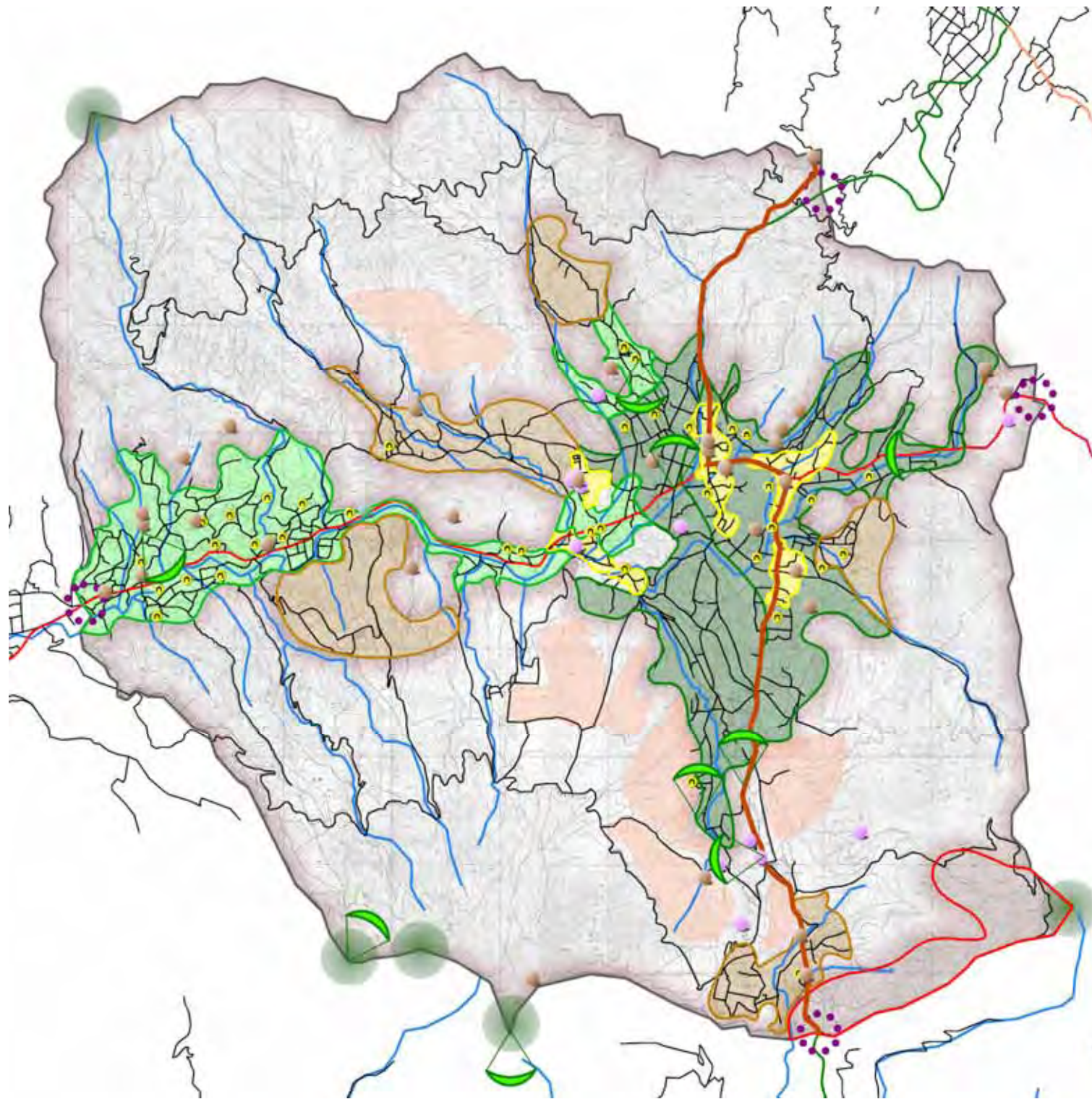
分類方法は以下のとおりです。

この分類方法に基づき、高山村における景観資源を次のページのように整理しました。

		構造別の分類			具 体 例		
分類A	分類B	面	線	点			
分野別の分類	自然	農地				 構造: 面 (まとまった田、畑)	
		水系(河川・滝・ため池・湧水・小川等)					 構造: 線
		森林					
		山					
		眺望					
		動植物					
		星空					 構造: 面 (きれいに見える場所)
	歴史文化的資源等	文化財、史跡、歴史上の道				 構造: 点 (場所)	
		神社、仏閣、城跡、教会、石碑、道祖神					
		祭り					 構造: 点 (場所)
		伝統芸能					
		象徴的な樹木					
	生活	集落				 構造: 面 (家、田、後背地の山含む)	
		道路(幹線道路、農道、林道)					
	業務、文教、施設等	公共施設				 構造: 点 (場所)	
		公園・広場・運動施設					
		その他観光施設等					
	その他	ゲート					
心象風景							

2 景観資源分類結果

景観資源分類総括図



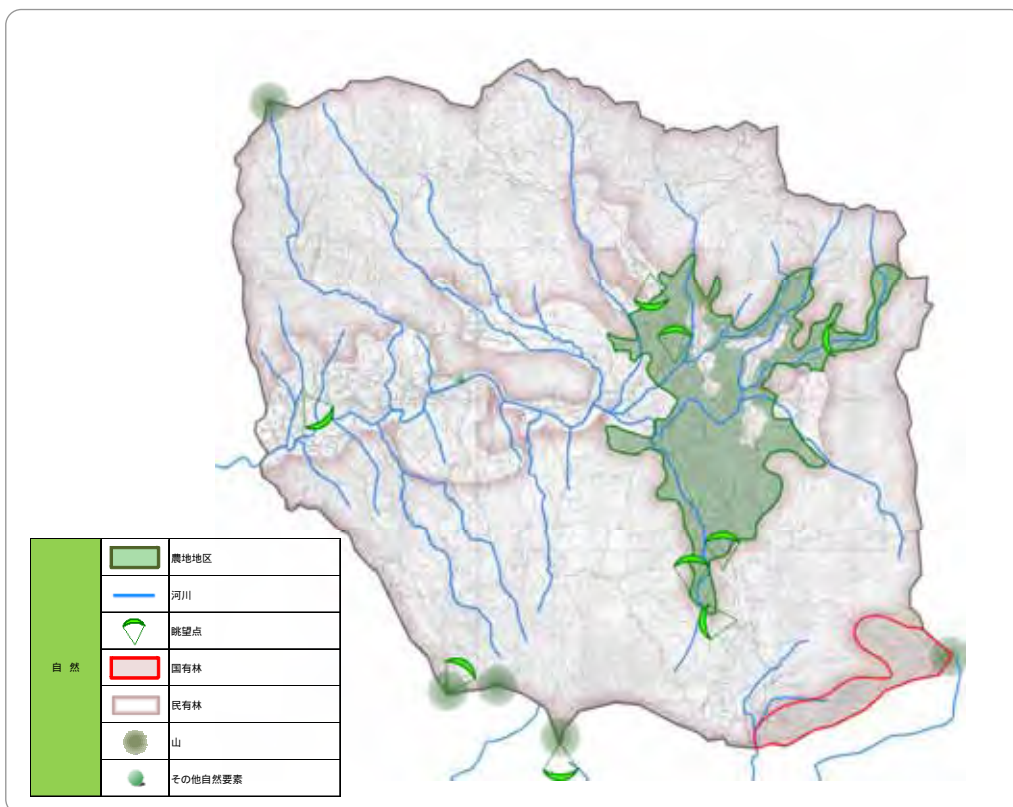
自然		農地地区
		河川
		眺望点
		国有林
		民有林
		山
歴史文化的資源等		その他自然要素
		歴史上の道
		文化財、史跡、神社、仏閣、城跡、教会、祭り、伝統芸能、樹木
		並木道
		道祖神

生活		農村地区
		農山村地区
		住宅地区
		国道
		主要地方道
業務、文教施設等		県道
		市町村道
		公共施設、公園、広場、運動施設、その他の観光施設等
その他		牧場、ゴルフ場
		ゲート

この図は、「自然景観資源」「歴史文化的資源等景観資源」「生活景観資源」「業務、文教施設等景観資源」を重ね合わせた図です。個別の景観資源のリストは、次ページに示します。

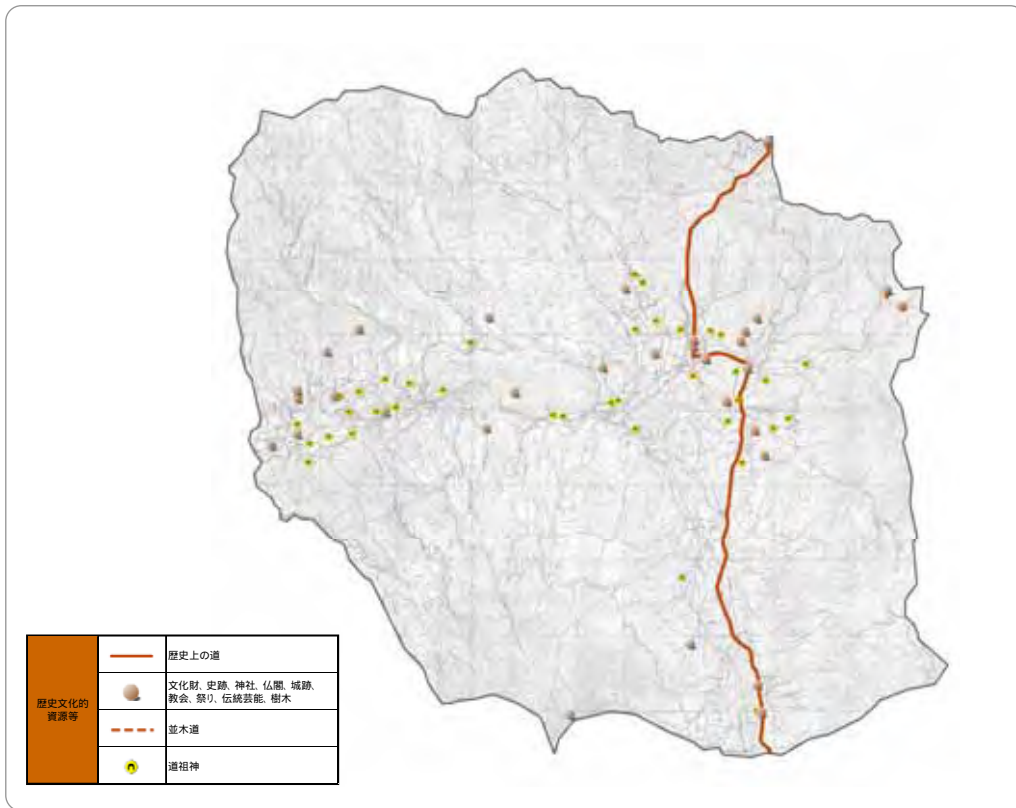
景観資源分類図

自然景観資源



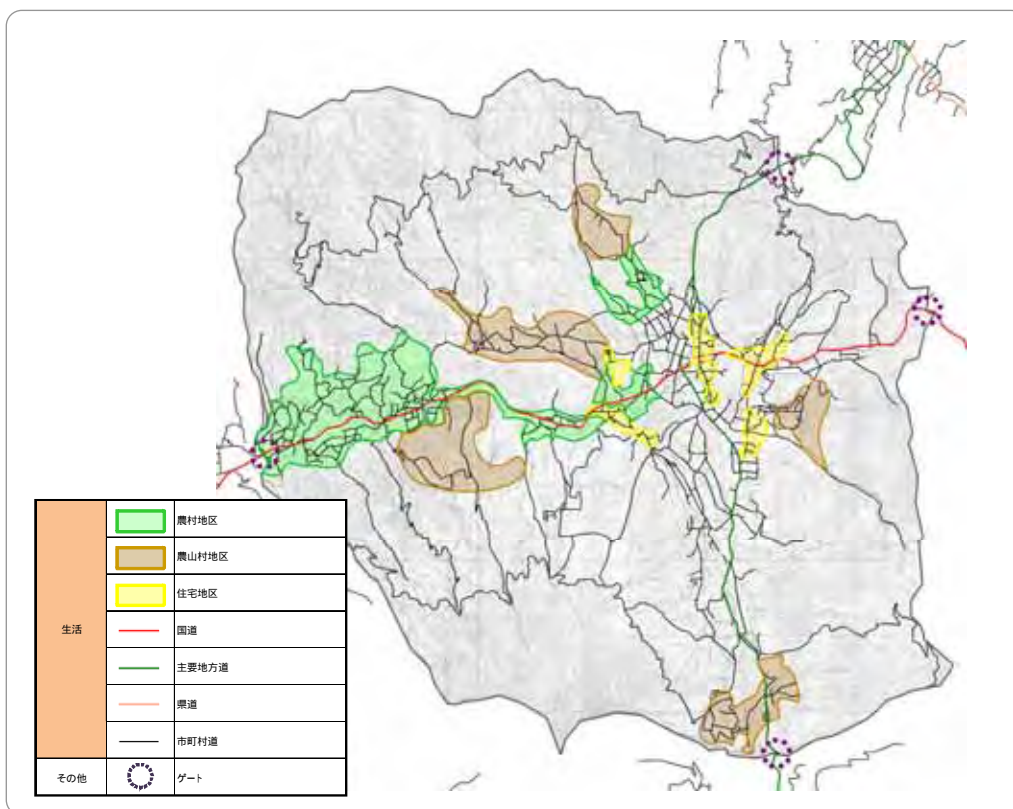
景観因子		名称	指定区分	構造		
分類A	分類B			面	線	点
自然	農地	1 判形周辺				
		2 新田・判形・五領周辺				
		3 原・本宿・梅沢周辺				
		4 判形・五領周辺				
		5 判形・梅沢周辺				
		6 五領周辺				
		7 火之口周辺				
		8 茶屋ヶ松周辺				
	水系(河川・滝・ため池・湧水・小川等)	1 どうどう淵				
		2 名久田川				
		3 赤狩川				
		4 火之口川				
		5 役原川				
		6 判形沢川				
		7 五領川				
		8 西沢川				
		9 梅沢川				
	森林	1 国有林				
		2 民有林				
	山	1 十二ヶ岳				
		2 中ノ岳				
		3 小野子山				
		4 破風山				
		5 子持山				
	眺望景観	1 中山峠付近からの眺望				
		2 国道沿いチェーン着脱所付近からの眺望				
		3 たかやま高原牧場展望台からの眺望				
		4 十二ヶ岳からの眺望				
		5 小野子山からの眺望				
		6 レストランプラネットからの眺望				
		7 中山交差点からの眺望				
		8 北之谷地区からの眺望				
		9 五領地区からの眺望				
動植物	1 アサマシジミ					
	2 カタクリ					
星空	1 高山の星空					

歴史文化的資源等景観資源



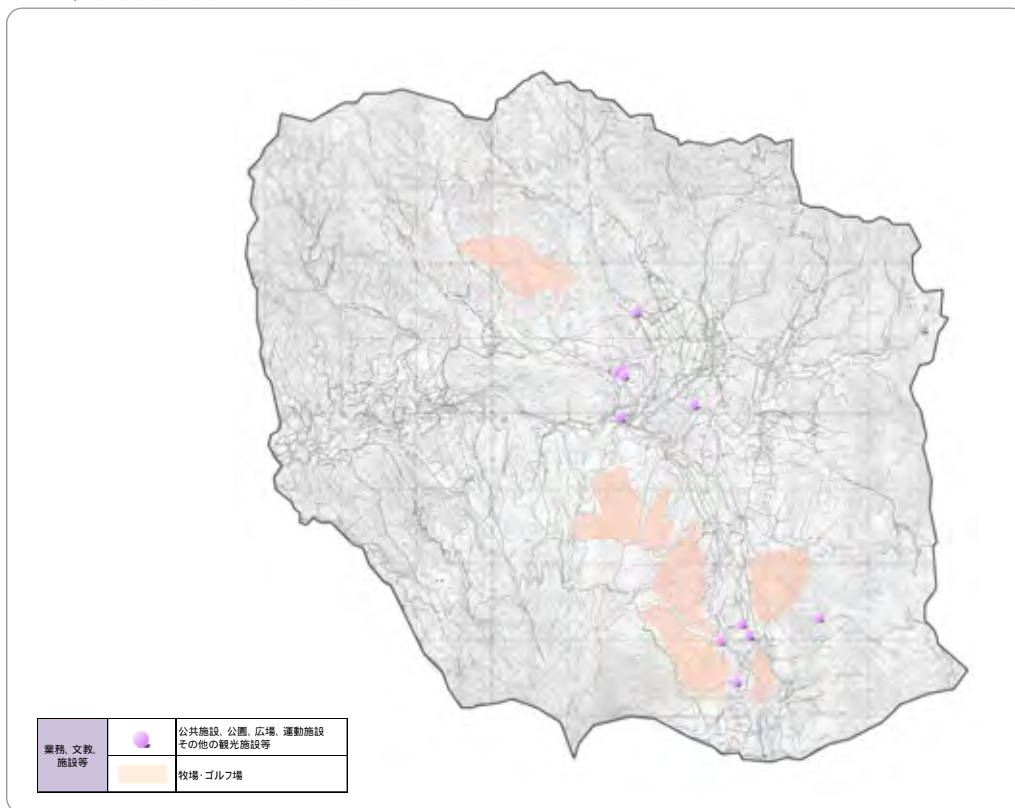
景観因子		名称	指定区分	構造		
分類A	分類B			面	線	点
歴史文化的資源等	文化財、史跡、歴史上の道	1 中山敷石住居跡	県指定史跡			
		2 観音山摩崖仏(百観音)	村指定文化財			
		3 平形家住宅門屋(旧中山郵便局)	国登録有形文化財			
		4 本宿本陣				
		5 塩原太助接待茶屋跡				
		6 三国街道				
	神社、仏閣、城跡、教会、石碑、道祖神	1 三島神社本殿	村指定文化財			
		2 北之谷稻荷神社	村指定文化財			
		3 中山城跡	村指定文化財			
		4 尻高城跡	村指定文化財			
		5 名久多教会	村指定文化財			
		6 北向観音堂				
		7 雙松寺				
		8 法信寺				
		9 泉龍寺				
		10 五領不動尊	村指定文化財			
		11 和田不動尊				
		12 なぎなた坂の歌碑	村指定文化財			
		13 万葉歌碑				
		14 頌徳碑(新田)				
		15 若山牧水碑				
		16 添うが森				
		17 添わずが森				
	祭り	1 ふるさと祭り				
		2 星まつり				
	伝統芸能	1 尻高人形	国選択無形民俗文化財			
		2 三島神社太々神楽	村指定文化財			
		3 尻高神社太々神楽	村指定文化財			
		4 役原獅子	村指定文化財			
	象徴的な樹木	1 泉龍寺の高野槇	県指定名勝天然記念物			
		2 高山のゴヨウツツジ	県指定名勝天然記念物			
		3 三島神社杉並木	県指定名勝天然記念物			
		4 中山神社大杉	村指定文化財			
5 塩原太助馬つなぎの松						
6 新田本陣の大けやき		村指定文化財				

生活景観資源



景観因子		名称	指定区分	構造		
分類A	分類B			面	線	点
生活	集落	1 新田・五領周辺				
		2 戸室・火之口・北之谷・熊野・関田周辺				
		3 役原周辺				
		4 原周辺				
		5 原・本宿・新田周辺				
		6 判形周辺				
	道路	1 国道145号線				
		2 主要地方道洪川・下新田線				
その他	峠(ゲート)	1 中之条境界				
		2 中山峠				
		3 権現峠				
		4 赤根峠				

業務、文教施設等景観資源

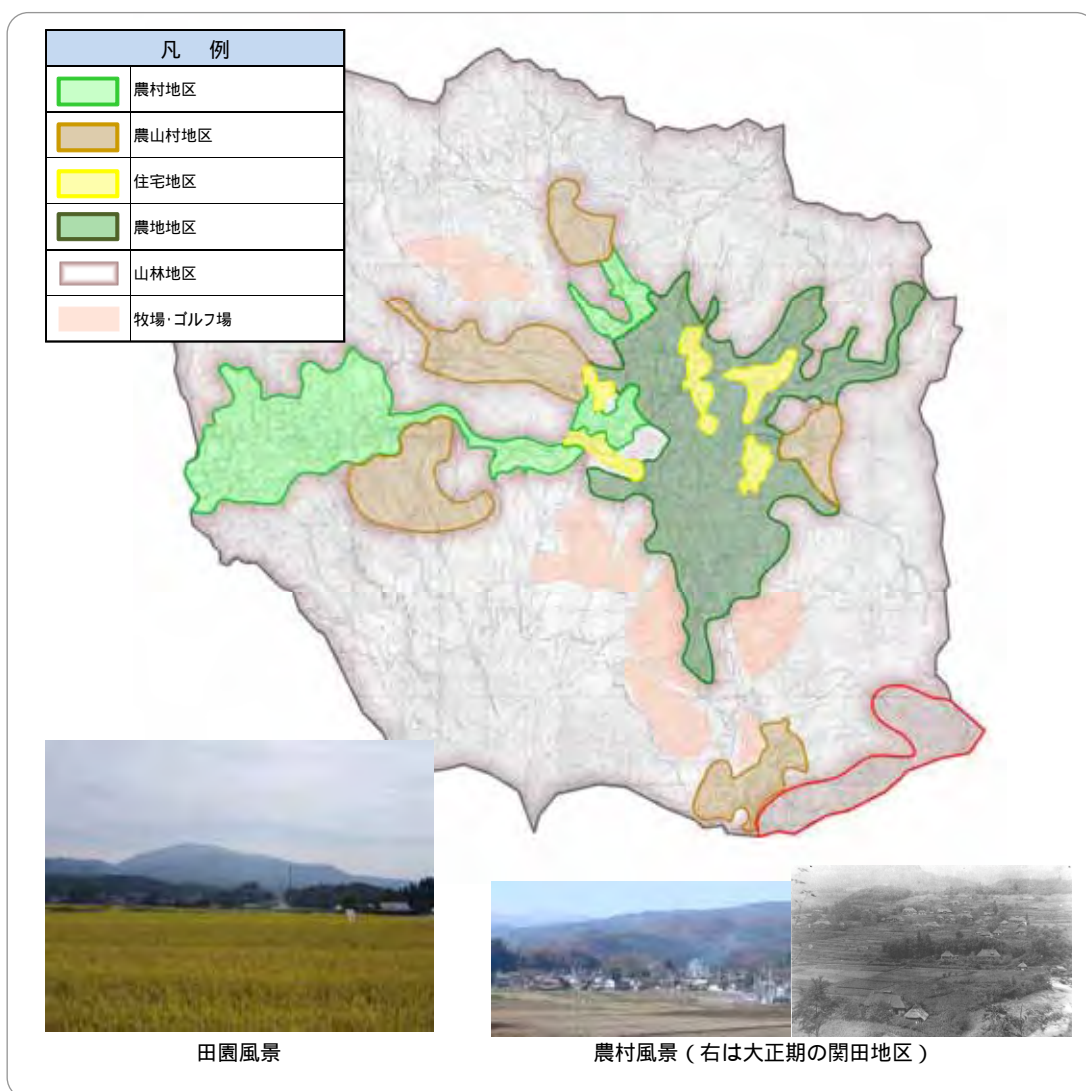


景観因子		名称	指定区分	構造		
分類A	分類B			面	線	点
業務、文教施設等	公共施設	1 高山村役場				
		2 いびき会館				
		3 保健福祉センター				
		4 吾妻養護老人ホーム				
		5 県立北毛青年の家				
		6 レストランプラネット				
	公園・広場・運動施設	1 いびき公園				
	その他観光施設	1 高山温泉ふれあいプラザ				
		2 いびきの湯				
		3 県立くま天文台				
		4 大理石村ロックハート城				
		5 みどりの村キャンプ場				
		6 たかやま高原牧場				
		7 関越ゴルフ倶楽部中山コース				
		8 高山ゴルフ倶楽部				
		9 上毛森林カントリー倶楽部				
		10 ノーザンカントリークラブ上毛ゴルフ場				

3 景観のまとまりからみた類型

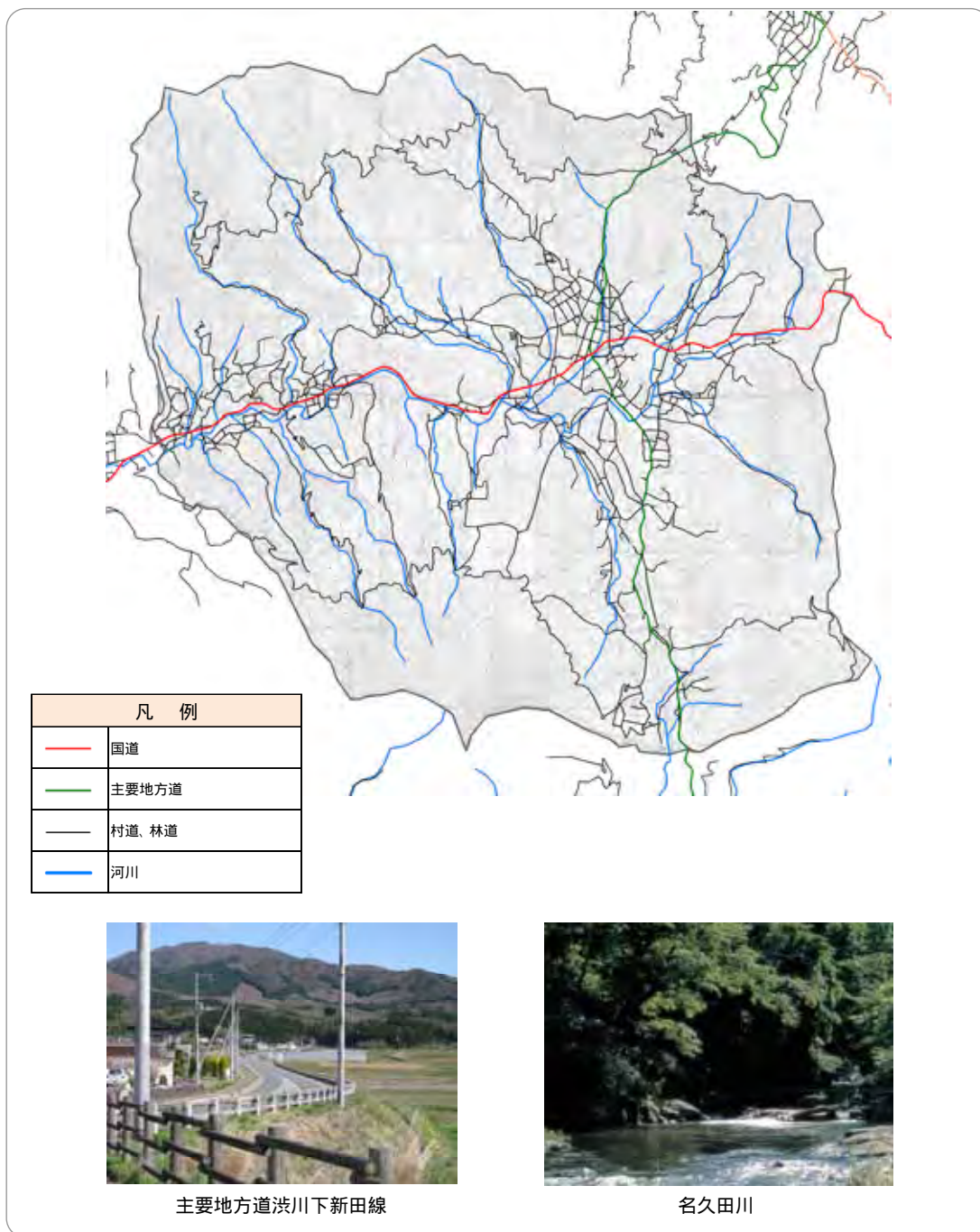
面について

類 型	特 性
農 村 地 区	農地の割合が多くその中に集落が形成されている。
農 山 村 地 区	農地と山地が混在しその中に集落が形成されている。
住 宅 地 区	住宅地の割合が多い。
農 地 地 区	農地の割合が多い。
山 林 地 区	山林の割合が多い。
牧 場 ・ ゴ ル フ 場 地 区	牧場、ゴルフ場。



軸について

	類 型	対 象
軸	道 路	国道、主要地方道、村道、林道
	河 川	河川



拠点について

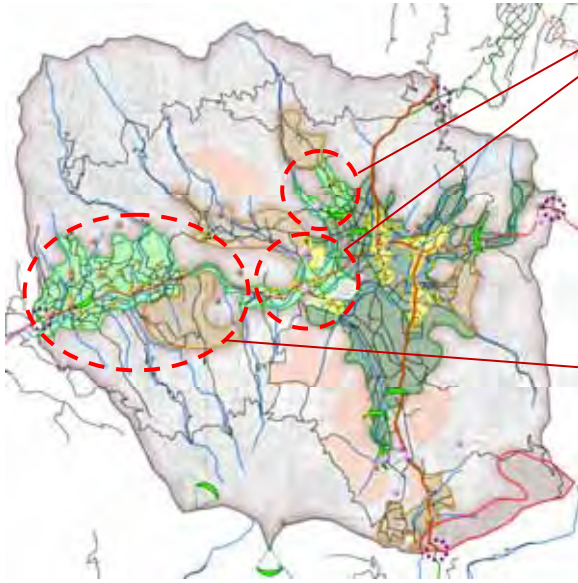
類型	対象
拠点	ゲート、結節点、大規模施設、眺望点など



4 景観特性と課題の把握

景観資源分類結果をうけて、村内の景観類型について景観特性と課題を次のようにまとめました。

農村地区



判形・五領周辺



戸室・火之口・北之谷・熊野・関田周辺



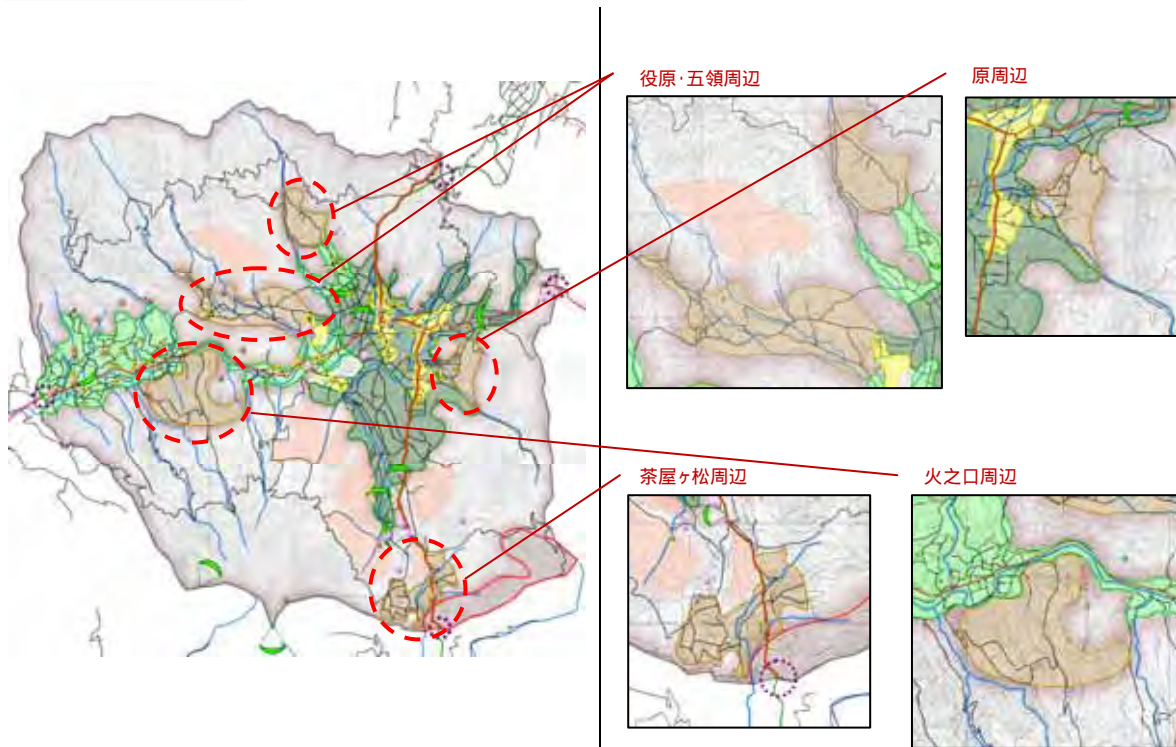
特性

- ・村における伝統的な農村文化は、里山の麓や水辺に形成され、水田の開発に伴い平地部に拡大してきた。
- ・これらの集落は、生活の舞台（場）そのものであるとともに村の美しい景観を形成する要素になっている。
- ・この地区における土地利用分類は、農地に特化している。
- ・「五領周辺」は、破風山の小さな谷間に集落が形成されている
- ・「戸室・北之谷・熊野周辺」は、南側の国道に向かって緩やかに傾斜した地形に集落が形成されている。
- ・生活から生まれた文化の中で、社寺及び祭礼は、周辺の緑豊かな森林、雑木林や木立と一体となって景観を形成しており、特徴ある郷土景観を呈している。

課題

- ・道路や住宅の建設が平地部に拡大しているため、土地利用の混在がみられる。
- ・耕作放棄地等の有効利用を図る必要がある。
- ・伝統的な農家による景観が阻害されないように、建築物や工作物における形態・意匠の規制が必要である。
- ・大規模な建築物や工作物を規制・誘導する必要がある。
- ・古くからの村道、農道等の道路景観を保全するため、道路ネットワークにおける回遊性や道路改修の際、線形や構造等に配慮が必要である。
- ・集落内の水辺環境を保全する必要がある。
- ・雑木林、生垣などの“緑”を保全する必要がある。
- ・どうどう淵は、水の流れて形成されたものであるため、流路を保全する必要がある。

農山村地区



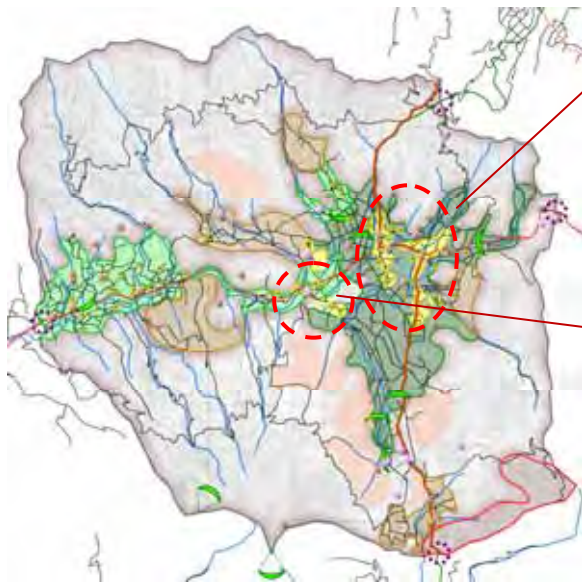
特性

- ・村における伝統的な農村文化は、里山の麓や水辺に形成され、村民が農業を営み生活する中で、長年の時を経て山林を切り拓き農地にし、村道や農道を整備したものと推察される。
- ・これらの集落は、生活の舞台（場）そのものであるとともに村の美しい景観を形成する要素になっている。
- ・「役原・五領周辺」は破風山の裾にある小さな扇状地に、「原周辺」は麓に沿って、「茶屋ヶ松周辺」は三並山と子持山の間に集落が形成されている。
- ・こうした地区における土地利用分類は、農地と山地が混在している。
- ・したがって、この地区は農地と山林の境界にあるため、人の活動域と動植物の生息域が重なることが想定される。
- ・例えば有害鳥獣等などは、村中心部に比べて接触が多く想定される。

課題

- ・道路や住宅の建設が平地部に拡大しているため、土地利用の混在がみられる。
- ・耕作放棄地等の有効利用を図る必要がある。
- ・伝統的な農家による景観が阻害されないように、建築物や工作物における形態・意匠の規制が必要である。
- ・無秩序な開発等による掘削、樹木の伐採を規制する必要がある。
- ・古くからの村道、農道等の道路景観を保全するため、道路ネットワークにおける回遊性や道路改修の際、線形や構造等に配慮が必要である。
- ・集落内の水辺環境を保全する必要がある。
- ・森林、雑木林、生垣などの「緑」を農村地区より積極的に保全する必要がある。
- ・小屋、空き家等が景観を阻害する場合には、撤去等が必要である。
- ・今後、送電線の配置、形状、色彩等を検討する必要がある。

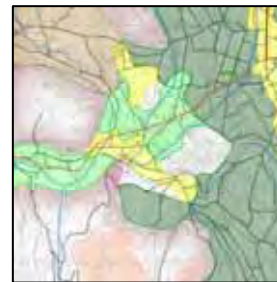
住宅地区



原・本宿・新田周辺



判形周辺



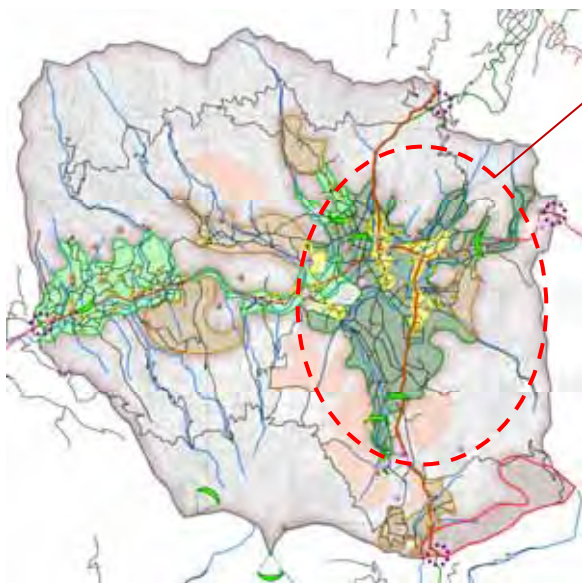
特性

- ・この地区における土地利用分類は、宅地に特化している。
- ・「判形周辺」は、住宅だけでなく、官公庁、学校等も配置されており、村の中心地、「顔」となる地区である。
- ・「原・本宿・新田周辺」は、江戸時代に整備された旧三国街道沿いにあり、宿場町の面影を残しているため、古さや懐かしさを感じさせる歴史的景観が形成されている。
- ・また、社寺や屋敷は、周辺の緑豊かな森林、雑木林や木立と一体となって景観を形成しており、特徴ある郷土景観を呈している。

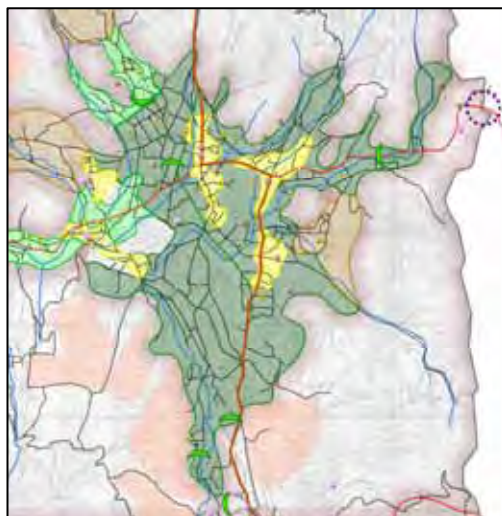
課題

- ・大規模な公共施設は、遠景要素となりうることから、形状や色彩に配慮する必要がある。
- ・居住環境の向上をはかるため、現状の緑地の保全をはかる必要がある。
- ・村中心部における河川の護岸は、安全性に留意しつつも親水空間が必要である。
- ・旧三国街道の歴史的沿道の土地利用について、住商等の用途の混在がみられる。
- ・旧三国街道の無電柱化を推進し、スカイラインを確保する必要がある。
- ・旧三国街道の歴史や文化を損なうデザインの看板等を制限する必要がある。
- ・文化財、史跡周辺の開発を抑制し、これらと一体の景観をなす森林や農地を保全する必要がある。
- ・歴史的な建造物が損壊しているなど、維持修繕の費用を確保する必要がある。
- ・観光客向けに農地等に駐車場をむやみに拡げ周辺環境を悪化させない必要がある。

農地地区



新田・判形・五領・原・本宿・梅沢周辺



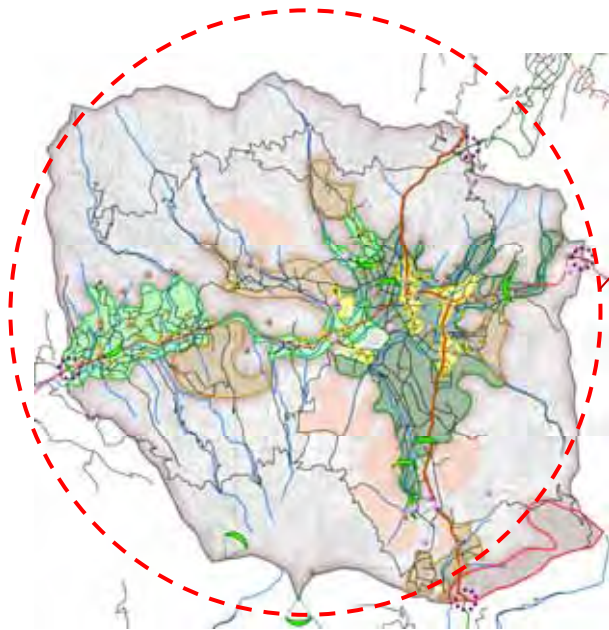
特性

- ・この地区における土地利用分類は、農地に特化している。
- ・また、一団の農地が平地又は起伏地に分布している。
- ・地形的な要因によって、日本ロマンチック街道（国道145号）や、旧三国街道（主要地方道渋川下新田線）から景観が眺められる。
- ・車で走行すると、近景に水田が、遠景に三並山等が同時に目に飛び込んでくるなど、田園風景が特徴的である。
- ・また、石碑や歌碑、道祖神などが、村道や農道沿道にたたずみ、趣きある田園風景を形成している。
- ・「中山城跡」は、真田太平記にも登場する山城である。現在は、雑木林となり自然に帰しているが、歴史を感じさせてくれる資源である。

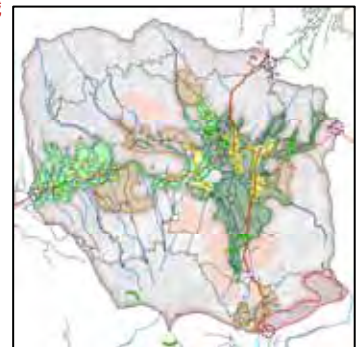
課題

- ・土地利用について、用途の混在がみられるため、農地転用等の許可を慎重に行う必要がある。
- ・農振農用地のうち、特に優良農地になるべく農地は、一体として保全する必要がある。
- ・耕作放棄地等の有効利用を図る必要がある。
- ・自動車を利用して訪れる観光客にとって、道路景観を保全するため、交通安全施設の色彩等を工夫する必要がある。
- ・沿道の植栽等を積極的に行う必要がある。
- ・農道等の舗装材料について周辺環境になじむものにする必要がある。
- ・用水路が動植物の生息域を狭めている箇所は、生息域を確保する必要がある。

山林地区



ほぼ全域



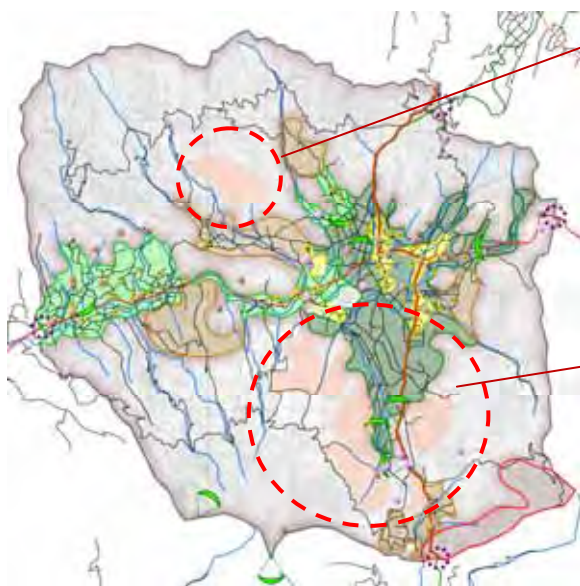
特性

- ・北に破風山、東に子持山、南に十二ヶ岳、中ノ岳、小野子山がある。南方に位置する山並は特に"三並山"と呼ばれ、四季折々の美しさを演出している。
- ・また、土地利用をみると、山林が多くをしめ、自然環境が豊富である。
- ・上図において、右下の赤線で囲まれたエリアは、国有林である。
- ・その他のエリアは、多くが民有林であるが、その約4割が天然林である。
- ・なお、民有林の多くは、森林整備計画において「要間伐森林の区域」になっている。
- ・また、同計画において、公益的機能をみると「水土保持林」にもなっている。
- ・保健機能森林の区域内は、森林と人との共有林として観光客等の利用も考えられる。

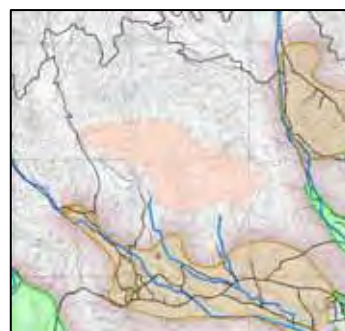
課題

- ・遠景の阻害要因となる大規模な掘削、森林の伐採を規制する必要がある。
- ・無秩序な宅地開発等による掘削、樹木の伐採を規制する必要がある。
- ・送電線が遠景を阻害している。
- ・携帯電話の電波塔の設置による掘削や森林の伐採を制限する必要がある。
- ・森の景観に調和しない色彩や素材のガードレールや看板が設置されている。
- ・山林等の適切な維持・管理を行うため、担い手の確保が必要である。
- ・希少種の動植物が生息している地区を保全する必要がある。
- ・天文台周辺において、視野を狭める高い建造物を規制する必要がある。

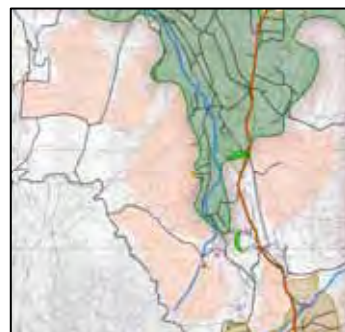
牧場・ゴルフ場地区



役原周辺



判形・梅沢周辺



特性

- ・この地区は、ゴルフ場と牧場である。景観において、広範な"緑"が遠景要素として存在することが特徴である。
- ・地形的な条件によって、村に至る峠付近では随所に良好な眺望ポイントが存在する。特に中山峠付近からは、「たかやま高原牧場」を含め村を一望できる。
- ・「たかやま高原牧場」は、森林整備計画において「森林と人との共生林」に位置づけられており、景観に配慮が必要である。

課題

- ・ゴルフ場は、開発許可の対象となり、大規模な造成によって、土地の形質の変更や工作物の建設等が懸念される。
- ・「たかやま高原牧場」における森林は、人との共生林に位置づけられていることから、建設物だけでなく、案内看板、林道整備にあたっては、周辺の森林との調和を意識する必要がある。

道路

高山村全域



- ・ 国道（日本ロマンチック街道）・・・
- ・ 主要地方道 ・・・・・・・・・・・・
- ・ 旧三国街道 ・・・・・・・・・・・・
- ・ 村道
- ・ 林道

特性

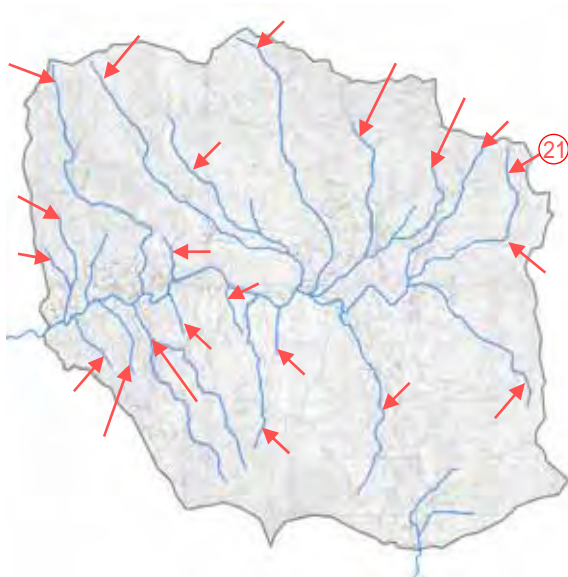
- ・ 道路は都市活動や日常生活を営む上で最も身近な公共施設であり、その公共空間は景観形成に重要な役割を担っている。
- ・ 国道145号は、日本ロマンチック街道と称され、美しい沿道景観を提供している。
- ・ 旧三国街道は、江戸時代に形成されたまちなみであるため、より周辺と調和のとれた一体的な景観となっている。
- ・ 国道145号から北上、南下する村道が、集落への生活道路としての機能を担っている。
- ・ また、古くから山の麓に沿って村道が整備されており、良好な農村風景を形成している。
- ・ 沿道から見られる農村景観は、村民や観光客になつかしさや快適さを提供している。
- ・ 林道は、豊かな自然環境にふれることができる場所である。

課題

- ・ 道路走行時に見える沿道景観において、景観阻害要因となる大規模な建築物、工作物、屋外広告物を規制・誘導する必要がある。
- ・ 周辺景観に大きな影響を与える大規模な法面や構造物等は、沿道特性に配慮した整備を行う必要がある。
- ・ 古くからの村道、農道等の道路景観を保全するため、道路改修の際、道路ネットワークにおける回遊性、線形、及び構造等に配慮が必要である。
- ・ 林道は、路面が荒れた場所を補修する際、周辺の自然環境に配慮が必要である。
- ・ 建築物、工作物、屋外広告物のデザインに配慮する必要がある。

河川

高山村全域



- | | |
|----------|----------|
| ・名久田川・・・ | ・泉竜寺沢・・・ |
| ・築抜川・・・ | ・赤狩川・・・ |
| ・梅沢川・・・ | ・金沢川・・・ |
| ・鈴ヶ沢川・・・ | ・辰巳沢川・・・ |
| ・判形沢川・・・ | ・役原川・・・ |
| ・鳴沢川・・・ | ・五領川・・・ |
| ・見沢川・・・ | ・西沢川・・・ |
| ・火之口川・・・ | ・清水谷川・・・ |
| ・大谷川・・・ | ・古寺川・・・ |
| ・野裂川・・・ | ・権現沢・・・② |
| ・入沢川・・・ | |

特性

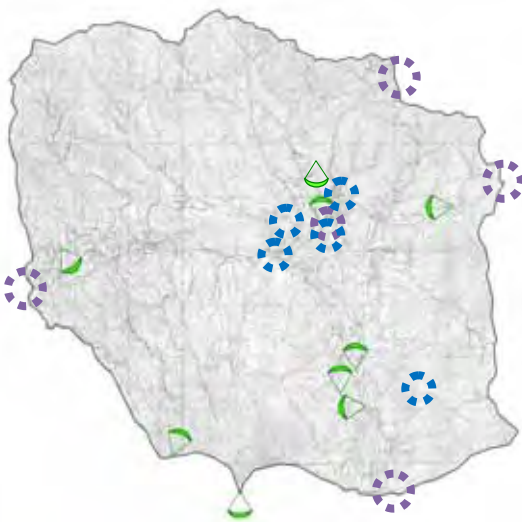
- ・村の中央を東西に流れる名久田川に対して、南北から支川、小河川が流れ込んでいる。
- ・これらの河川沿いには、古くから集落が存在し、村独自の農村文化が形成されている。
- ・これらの河川に加えて湧水等は、美しい水辺空間を形成している。特に水質が良い場所では、ホタルが生息しており、村民に憩いの場を提供している。

課題

- ・子供が遊べる親水性のある水辺や、ホタルや他の動植物が生息しやすい水辺空間を整備・保全する必要がある。
- ・河川の護岸は、安全性に留意しつつもデザイン性や親水性を確保する必要がある。
- ・川沿いの散策路の整備や護岸修景など水辺空間の向上が必要である。
- ・どうどう淵は、水の流れて形成されたものであるため、流路を保全する必要がある。

ゲート、結節点、大規模施設、眺望点など

高山村全域



- ・ 村の出入口（峠など）
- ・ 中山交差点
- ・ 役場
- ・ 高山温泉ふれあいプラザ
- ・ 県立ぐんま天文台
- ・ いぶき会館
- ・ 高山小学校
- ・ 高山中学校
- ・ 新田本陣の大げやき

特性

- ・ 村の玄関口である峠（ゲート）は、地物として古くから村と村外との境界になっており、村へ往来する人々の心に残る場所である。
- ・ 「中山交差点」は、主要幹線道路が交差する結節点であり村の拠点になっている。
- ・ ランドマークとなる公共施設（高山温泉ふれあいプラザ、県立ぐんま天文台）は、多くの人々が利用し親しまれているシンボリックな施設である。
- ・ 「中山峠」周辺からの眺望は、心象風景としても村を象徴する景観となっている。
- ・ 「判形周辺」は、住宅だけでなく、官公庁、学校等も配置されており、村の中心地、「顔」となっている。

課題

- ・ 村の峠（ゲート）については、村独自の演出をはかりつつ、隣接市町村との連携が必要である。
- ・ 中山交差点は拠点性を高める土地利用が誘導されるものと思われるが、周辺に田園風景が広がっていることに留意し、農地と住宅地との適正な土地利用を誘導する必要がある。
- ・ 各施設は、周辺のまちなみ又は自然環境と調和をはかることが必要である。
- ・ 村民の心に残る良好な眺望景観について、景観阻害要因となる、建築物、工作物、及び屋外広告物の配置、形態、意匠に配慮する必要がある。

4 . アンケートの概略

1 調査の目的

高山村では景観計画の策定にあたり、村民が、日常生活の中で感じている景観について、ご意見やアイデア、夢など広くお聞きし、アンケート形式により調査を行い計画策定に反映させることが目的です。

2 調査の概要

調査期間： 平成21年9月
 調査対象： 高山村全戸
 回収率：

障害種別	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
合 計	1,232	873	70.9%

主な調査項目：

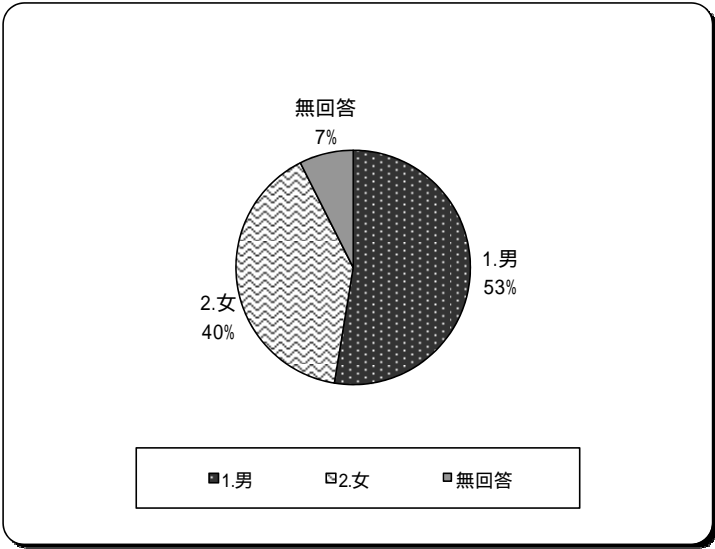
[基本属性について]
性別、年齢
お住まいの行政地区
居住年数
景観への関心
[景観への質問について]
高山村における四季を通して連想させる事象
高山村における良いところ・悪いところ
高山らしい景観を作るために必要な事象
高山村の景観づくりのために参加できること
自由意見

3 アンケート結果

あなたご自身についてお伺いします。

問1-1 性別を教えてください。

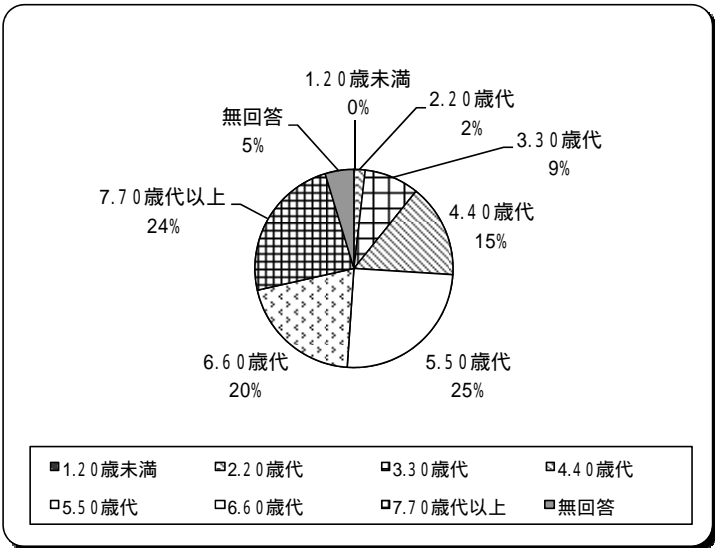
男性が53%とやや多い結果となっている。



選択肢	票数
1.男	459
2.女	349
無回答	65
全体	873

問1-2 年齢を教えてください。

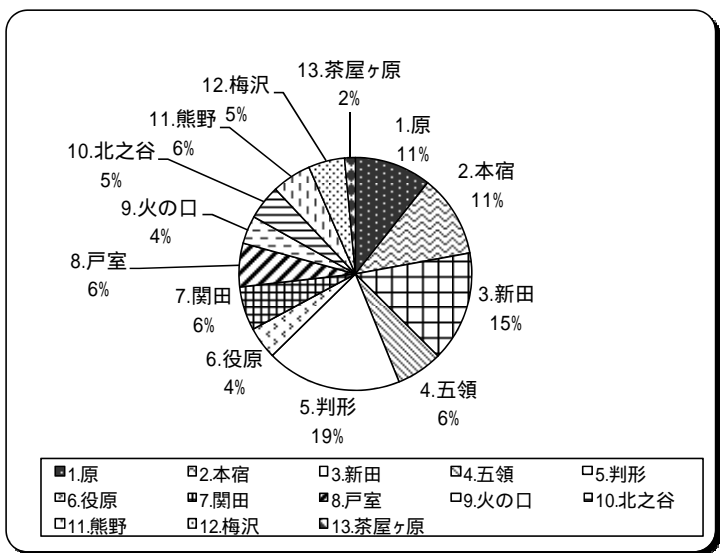
全体的にみると、「20歳未満」「20歳代」「30歳代」以下が、約11(%)と少なく、「60歳代」以上の方が、約44(%)となっている。



選択肢	票数
1.20歳未満	0
2.20歳代	16
3.30歳代	78
4.40歳代	133
5.50歳代	219
6.60歳代	178
7.70歳代以上	208
無回答	41
全体	873

問 1 - 3 お住まいの行政地区はどこですか？

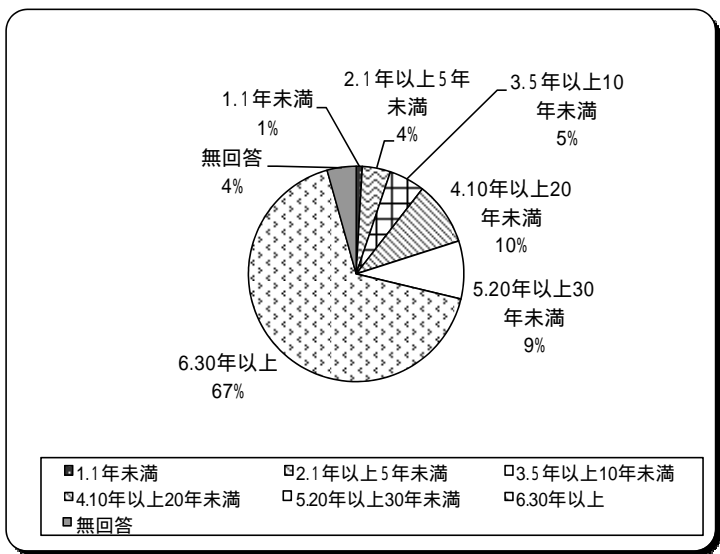
全体的に見ると、約 19 (%)の人が「判形」ともっとも多く、続いて約 15 (%)の人が「新田」、約 11 (%)の人が「原」「本宿」となっている。



選択肢	票数
1.原	93
2.本宿	100
3.新田	134
4.五領	56
5.判形	164
6.役原	39
7.関田	53
8.戸室	53
9.火の口	34
10.北之谷	42
11.熊野	48
12.梅沢	44
13.茶屋ヶ原	13
全 体	873

問 1 - 4 高山村に住みはじめて何年になりますか？

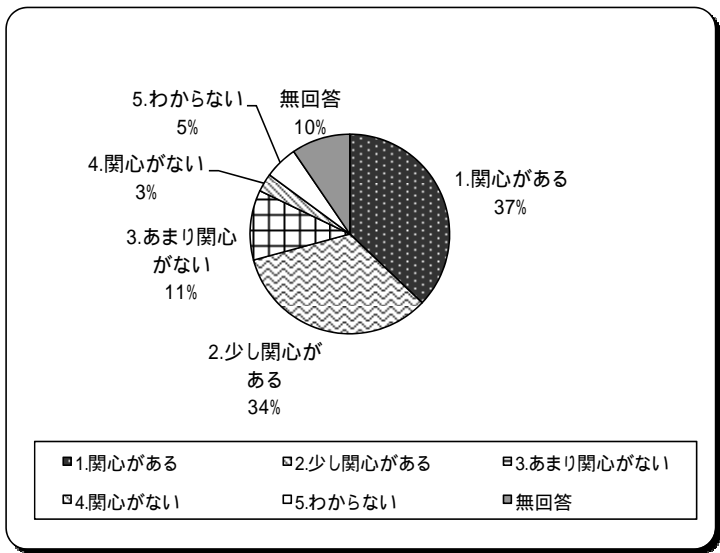
全体的に見ると、約 67 (%)の人が「30年以上」と多くなっている。



選択肢	票数
1.1年未満	8
2.1年以上5年未満	37
3.5年以上10年未満	47
4.10年以上20年未満	83
5.20年以上30年未満	76
6.30年以上	584
無回答	38
全 体	873

問 1 - 5 景観に関心がありますか？

全体的に見ると、約71(%)の人が「関心がある」「少し関心がある」となっており、景観への関心がうかがえる。



選 択 肢	票 数
1.関心がある	324
2.少し関心がある	294
3.あまり関心がない	99
4.関心がない	26
5.わからない	47
無回答	83
全 体	873

景観についてあなたの考えを教えてください。

問 2 あなたが、高山村の四季を通して連想するものは何ですか？簡単にお書きください。

	1位 (票数)	2位 (票数)	3位 (票数)
春	新緑(緑) 174	桜 137	山菜(採り) 106
夏	ふるさと祭り花火 173	涼しさ 48	セミ・蛙の声 48
秋	紅葉 281	稲刈り・稲穂 109	きのこ(採り) 72
冬	雪 277	雪(冬)景色 71	夜(星)空 59

問3 あなたが、高山村において「これぞ我が村だ」と感じる景観、重要と感じる景観、これからも残していきたい景観があればお書きください。

以下の表は「良い景観」についてのまとめた結果となる。
 「良い景観」では、昔からの風景や眺望が良いという意見が比較的多い結果となった。

良い景観
・昔から変わらない風景
・茶屋ヶ松からの眺望景観が素晴らしい！ （「村に帰ってきた気持ちになる」）
・たかやま高原牧場、三並山、南山
・中山交差点から五領方面に広がる田園風景 （これらの景観資源と、青空、夕焼け、星空、花火等の組み合わせがよい）
・新田宿、本宿の歴史的なまちなみ
・赤根峠を超えて開けた所の眺望景観が良い。
・石古根からの浅間山の眺望景観が良い。
・星空がきれい
・（各種団体による）手入れが行き届いた花壇
・神社、寺、各部落にある不動様

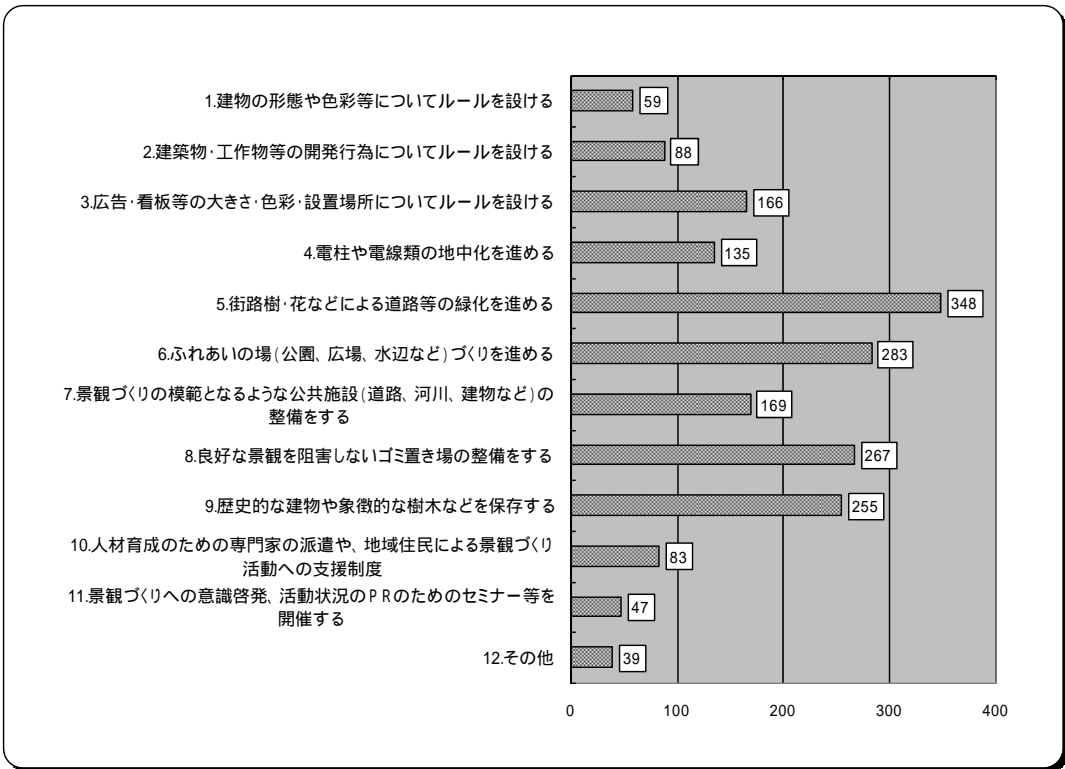
問4 あなたが、高山村において好ましくないと思う景観、改善が必要だと思う景観があればお書きください。

以下の表は「悪い景観」についてのまとめた結果となる。
 「悪い景観」では、ゴミ集積所についてや河川護岸のコンクリートについて、鉄塔についての意見が比較的多い結果となった。

悪い景観
・ゴミ集積場がきたない、臭う
・河川護岸がコンクリートになっており、景観を損ねている。 また、子供や観光客が遊べない。
・鉄塔が景観を損ねている
・公共建築物に統一感がない。 （ふれあいプラザに意見が多い）
・峠等、村の出入り口にあたる箇所は、道路美化すべき。
・（村道等の）道路の雑草がきたないと思う
・耕作放棄地、荒れた山林
・看板や広告物
・廃車、タイヤ、ガラス等の廃棄物の堆積
・自動販売機

問5 より高山らしい景観をつくっていくために、今後どのようなことが必要だと思いますか？
 あてはまる番号を3つまで選んでください。

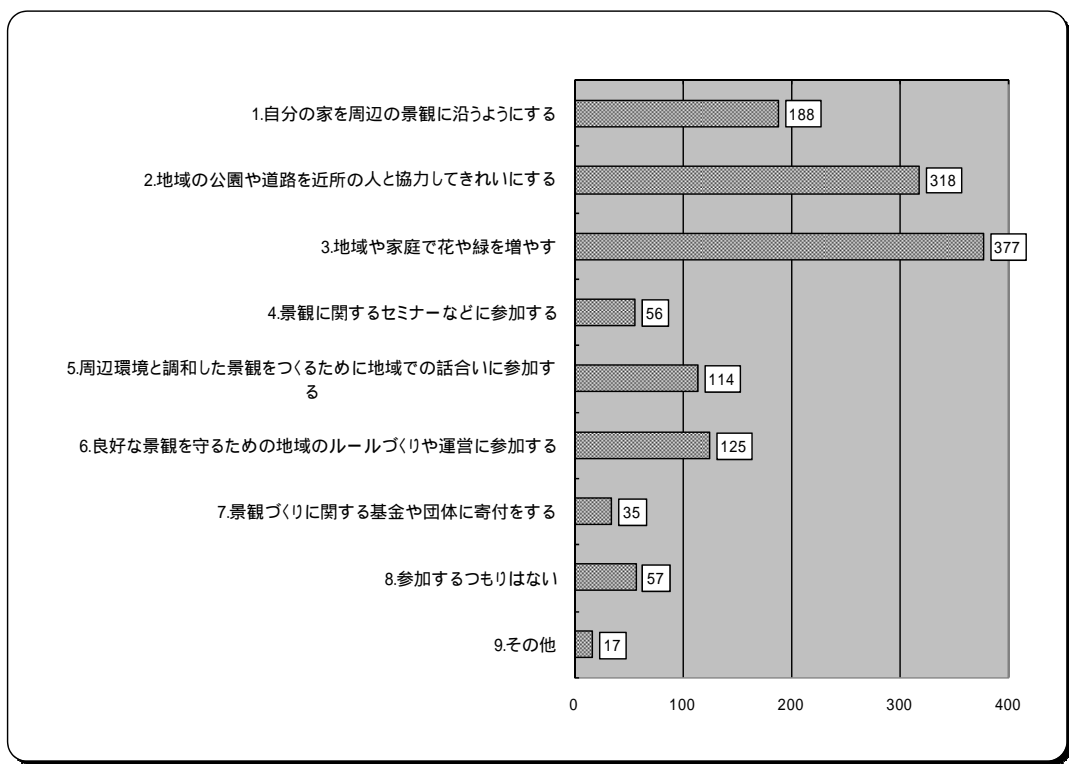
全体をみると、「街路樹・花などによる道路等の緑化を進める」が348票、「ふれあいの場（公園、広場、水辺など）づくりを進める」が283票、「良好な景観を阻害しないゴミ置き場の整備」が267票、「歴史的な建物や象徴的な樹木などを保存する」が255票と多くなっている。



選 択 肢	票 数
1.建物の形態や色彩等についてルールを設ける	59
2.建築物・工作物等の開発行為についてルールを設ける	88
3.広告・看板等の大きさ・色彩・設置場所についてルールを設ける	166
4.電柱や電線類の地中化を進める	135
5.街路樹・花などによる道路等の緑化を進める	348
6.ふれあいの場(公園、広場、水辺など)づくりを進める	283
7.景観づくりの模範となるような公共施設(道路、河川、建物など)の整備をする	169
8.良好な景観を阻害しないゴミ置き場の整備をする	267
9.歴史的な建物や象徴的な樹木などを保存する	255
10.人材育成のための専門家の派遣や、地域住民による景観づくり活動への支援制度	83
11.景観づくりへの意識啓発、活動状況のPRのためのセミナー等を開催する	47
12.その他	39

問6 あなたは今後、どのような景観づくりに参加してみたいと思いますか？あてはまる番号をすべて選んでください。

全体をみると、「地域や家庭で花や緑を増やす」が377票、「地域の公園や道路を近所の人と協力してきれいにする」が318票、「自分の家を周辺の景観に沿うようにする」が188票、と多くなっている。



選 択 肢	票 数
1.自分の家を周辺の景観に沿うようにする	188
2.地域の公園や道路を近所の人と協力してきれいにする	318
3.地域や家庭で花や緑を増やす	377
4.景観に関するセミナーなどに参加する	56
5.周辺環境と調和した景観をつくるために地域での話し合いに参加する	114
6.良好な景観を守るための地域のルールづくりや運営に参加する	125
7.景観づくりに関する基金や団体に寄付をする	35
8.参加するつもりはない	57
9.その他	17

5 . 計画策定の体制と経過

1 策定の体制

高山村景観計画策定委員会委員名簿

	選出区分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	小 林 享	前橋工科大学社会環境工学科教授
2	学識経験者	山 田 順 一	群馬県県土整備部都市計画課
3	高山村議会	後 藤 幸 三	高山村議会総務文教常任委員長 高山村議会運営委員副委員長 高山村光環境審議会委員
4	農業委員会	林 利 雄	高山村農業委員会会長
5	農業委員会	有馬 カツキ	高山村農業委員
6	商 工 会	奈 良 哲 男	高山村商工会長
7	高山村森林 保全推進員	登 坂 茂 喜	
8	村民代表	笠 原 典 子	
9	村民代表	佐 藤 京 子	
10	高 山 村	野 上 富 士 夫	高山村役場総務課長

(任期) 平成21年7月27日 ~ 平成22年3月24日

2 策定の経過

高山村景観計画策定関係経過

月 日	関係業務	関係組織の運営	概要等
平成21年 4月	計画策定に向けた準備		首長及び県担当者との打合せ
5月11日	景観計画基礎調査業務 委託契約の締結		
5月12日～ 7月31日	景観基礎調査実施		高山村の地形、人口等の現況調査、景観資源現地調査
7月27日		高山村景観計画策定 委員会設立	
		第1回策定委員会	景観計画について 村民アンケートの実施について
9月1日	景観計画策定支援業務 委託契約の締結		
9月1日～ 9月12日	村民アンケート調査		景観についての意見等を計画づくりに反映させる (調査対象：高山村全世帯) 配布数 1,232、回収数 873 (回収率 70.9%)
10月19日		第2回策定委員会	景観類型(案)について 村民アンケート集計結果報告
12月10日		第3回策定委員会	景観づくりのテーマ及び方針の検討 景観類型ごとの方針の検討 行為の制限に関する事項(案)の検討
平成22年 2月1日		第4回策定委員会	景観づくりのテーマ及び方針の決定 景観類型ごとの方針の決定 行為の制限に関する事項の決定
2月2日	景観行政団体協議		景観法第7条第1項ただし書の規定に基づく協議
2月8日	景観行政団体同意		景観法第7条第1項ただし書の規定に基づく同意 景観法第7条第7項の規定に基づく公示
3月9日	景観行政団体移行	第5回策定委員会	群馬県内で10番目の景観行政団体となる 計画(案)の承認 来年度に向けての検討事項
3月10日～ 3月19日	住民意見手続実施		景観法第9条第1項の規定に基づく手続き
3月24日	景観計画原案を首長に 答申		
6月1日～ 7月31日	描いてよかった景観 絵画コンテスト実施		景観事業等の周知 応募総数36点(小学生の部 32点、一般の部 4点)
8月12日～ 8月31日	描いてよかった景観 絵画コンテスト 展示会		会場：高山村いぶき会館
10月13日～ 11月4日	地区別懇談会		村づくり座談会において実施(村内13行政区) 景観条例と併せて説明
11月13日～ 11月15日	描いてよかった景観 絵画コンテスト 展示会		会場：高山村いぶき会館 高山村文化祭において実施
12月14日	事業者別説明会		会場：高山村役場 景観条例と併せて説明
平成23年 2月19日	描いてよかった景観 絵画コンテスト 展示会・表彰式		会場：高山村いぶき会館 生涯学習・社会福祉推進大会において実施
3月1日	景観計画策定・告示		景観法第9条第6項の規定に基づく告示

高山村 景観計画

(なつかしさと未来が行き交う 美しい山里文化の風景づくり)

平成23年3月

< 発行 > 高山村 地域振興課

〒377-0792

群馬県吾妻郡高山村大字中山2856-1

TEL : 0279-63-2111 (代表)

FAX : 0279-63-2768

URL : <http://vill.takayama.gunma.jp>

E-mail : info@vill.takayama.gunma.jp